

財団法人日本タイ協會々報

第二十八號

昭和十七年五月

○ 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3

昭和十七年五月

法財團 日本タイ協會々報 第二十八號

法財團 日本タイ協會

郡司喜一著 日本タイ協會刊

A五列四一八七
料價圖列二十二
金圓葉頁

十七世紀に於ける日泰關係

是兩から
を立てて
をもつて
は既に
は泰國の
の爲めに
本邦の概觀
十七世紀に
倭寇、御朱印船及邦人の平和的海外發展
日本泰國交
邦人の泰渡航及在留
第七章 山田長政
第八章 日泰貿易
附錄
一 アユチャ王朝時代に於ける泰國の行政
二 泰國王族制度の研究
三 泰國官位
四 泰國の奴隸階級制度
五 泰に關する支那古文書の記事

番一三八四一京東替振 關ヶ嶽區町麴市京東
番六五六二座銀話電 本日協イタ會

法財團日本タイ協會々報第二十八號 目次

口繪寫真

一、日泰同盟泰國特派使節ビヤ・バホン中將閣下

一、華族會館に於ける本協會主催日泰同盟泰國特派使節國歡迎宴

卷頭書

新東亞の建設とタイ國………常務理事川村博……一
説 菲 菲

圓バート等價協定の成立と日タイ經濟關係的新展開………矢代不美夫……二

タイ文字に關する考察………江尻英太郎……三

南詔の文化(二)………前嶋信次……四

祖國に歸る………クムット・チャンタルアン……五

大東亞戰爭と南洋の貿易………バーンコーキ・クロニクル紙……六

三國軍事同盟………バーンコーキ・クロニクル紙……七

大東亞建設戰………バーンコーキ・クロニクル紙……八

北澤久男
・ペンドウルトン
・天

- タイ國の手工業と家内工業
タイ國土壤に於ける白蟻の活動.....

- タイ國緊急通貨法に基く大藏省令
タイ國外國爲替管理法

- タイ國に於ける銀行事業
タイ國商品、食糧品の統制

- タイ國に入國した外國人の統計
タイ國厚生省を新設

- タイ國外交陣刷新
タイ國首相代理、顧問任命

- タイ改進内閣施政方針
南方へ日本語速成普及

- 南方に旅行社案内所
在泰印度人の獨立運動

- タイ國大使の銀刀見學
○ワラワン殿下令息來朝

- 日本文化會館
○留日學生補導協議會結成
○駐泰獨公使信任狀捧呈

- タイ經濟使節一行來朝
○タイ國經濟二省新設
○タイ國派遣留學生募集

- 圓バート等價共同聲明
○日本映畫のタイ國進出

- 日本同盟慶祝泰國特派使節歡迎晚宴會
○理事長慶祝使節出迎
○臺灣總督府補助金下付
○ディレック大使の招宴
○德川副會長南方出張
○南方出張三役員歡迎送會
○理事會、評議會開催
○タイ語講習會報告
○東寶タイ國劇觀賞會
○坪上大使等歡迎晚宴會

- 大東亞戰爭ビルマ、雲南戰誌
協會記事
○大東亞留學生招待會
○大東亞戰完遂必勝信念昂揚展覽會
○南方開拓大展覽會
○役員の異動
○會員の異動
○會員の消息
○寄贈圖書
○購入圖書
○協會總裁及役員並職員



下閣將中ンホバ・ヤビ節使派特國泰祝慶盟同泰日

號八十二第 報會

頭 言 卷

新東亞の建設とタイ國

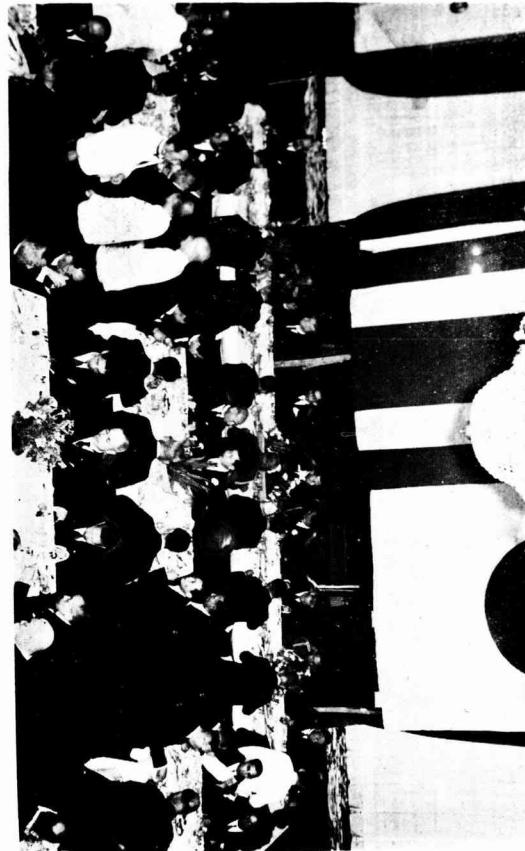
日タイ同盟慶祝タイ國特派使節ビヤ・バホン中將は、日本に對するタイ國の信賴と協力の熱意とを、力強く表明して、我國朝野に多大的好感を與へた。同時に、特使一行は、我が皇室の殊遇を受け、尙又廣く本邦朝野の人士と國民大衆とに接して必勝の信念と不撓の意氣に燃ゆる戰時下日本の、明朗剛健なる實相に觸れ、日タイ提携の前途に、一層の頼母しさを覺えたことゝ思ふ。

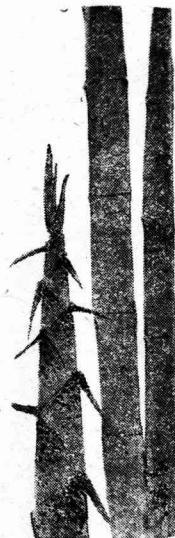
時恰も特使の滯在中、日タイ經濟協力に關する商議大いに進捗し、圓銖の等價換算及び日タイ爲替圓拂ひの即時實行を見たことは、硝煙裡早くも新東亞建設の福音高きを覺えしめ、同盟慶祝使節の來朝に、一段の光輝を添へたと云へやう。

日タイ兩國の力強き協力こそは、疑ひもなく、新東亞建設的一大支柱であらねばならぬ。

本會常務理事 川 村 博

新東亞建設タイ國特派使節ビヤ・バホン中將に於ける會談





圓バート等價協定の成立と

日タイ經濟關係の新展開

矢代不美夫

日タイ攻守同盟

去る十二月八日、大東亞戰爭の勃發するや、國際情勢の見透し、未だ極めて困難にして、國論必ずしも歸一する所なかりしにも拘はらず、タイ國は機を失せず、決然として皇軍のタイ國領土無血進駐の申出を容れた。

而して、二週間後の廿一日には、日タイ攻守同盟條約の調印を見、爾來タイ國は、我國と攻守同盟の契りを結ぶ間

柄となつたのである。

あれほど迄に、米英依存の甚だしかつたタイ國が、良くも大勢を見誤らず、正しき道を探んだものであると、その賢明さと、英斷さとに對し、満腔の敬意を表すると同時に、永年タイ國の曖昧模糊たる態度に、勘からぬ不満と焦燥とを懷き通した人々にとつては、まるで夢のやうな現實であつたに相違無いと考へられる。

米英の徹底的擊滅を期し、タイ國は皇國と運命共にする事を誓つて起ち上つた以上は何物を犠牲にしても、先づ米英を飽く迄撃破壊滅に導き、赫々たる戰勝國的一大榮譽を獲得せねばならぬ。

日タイ物資交流の圓滑化

軍が後顧の憂ひ無く、米英擊滅戦——必然的に長期戦が豫想せられつゝあるが——に専念するが爲めには、鉛後の守りは、いやが上にも鐵壁の完を期さねばならぬ事は勿論である。

即ち確固不動の國民的一死報國必勝信念の涵養と、一糸亂れぬ國內戰時體制の確立とが、絶對必要である事は今更喋々の要無き所であるが、日タイ兩國の經濟關係を極度に緊密と爲し、有無相通の物資交流圓滑化を計る事は、之亦絶對肝要である。

由來タイ國は、その土產品大部分の處置と、國內建設用の各種資材或は生活必需物資大半の輸入に關し、餘りにも米英に依存し過ぎ來つた國柄である。

然るに、去る一月廿五日、米英に對し宣戰布告を爲して以來タイ國が、完全に米英との物資交流を絶縁し、一切を擧げて、我國に依存するに至りたる事は、既に周知の通りである。

我國の戰時必須物資は極めて豊富であつて、聊かの懸念をも要しないが、一般物資の中には、必ずしも然らざるものゝ存する事は、誠に止むを得ざる事であらう。

しかしながら、タイ國の一千六百餘萬人を受けたからとて、或は今後共榮圈全部に對する一般必要物資の配給を一手に引受けたからとて、我が國內經濟に支障を生ずるが如き、しかし脆弱のものでは断じて無い。且つ又我國にて供給不如意の物資と云へども、共榮圈内に之を求めるが故に、タイ國々民生活に或は他の共榮圈内の人々は、脅威を與ふるが如き事は到底考へられないものである。又タイ國土產品の一切は、我國にて或は共榮圈内にて適當に處理する上に於て、これ亦聊かの懸念等あるべき筈が無い。

たゞ然し、目下は戰時中である。一般必要物資は、御互にその消費を極度に制し或は消費を斷念し以つて、断じてこの苦難を乗り切らねばならぬ。不便不利もあるであらう、又不満や焦燥を感じることもあるであらう。然し、今こそ眞に何事にも耐へ忍ばねばならぬ、總ゆる困苦に打ち克たねばならぬ秋である。

何も彼も、一切を擧げて共榮圈内に於てのみ解決處理せねばならぬ時となつたのである。より良き共榮圈の建設こそやがて大東亞諸民族に一大光明をもたらす所以である。

日タイ間物資交流の圓滑化を圖ると共に、共榮圈全體としての交流をも圓滑ならしむる上に於て、皇國に課せられた責務は、實に重且つ大なりと謂はねばならぬ。

新經濟協定の片鱗

十九世紀に入つて、英佛兩國との接觸愈々加はるに及び、タイ國は、嚴正中立政策を標榜せざるを得なかつたが、

一九三二年即ち昭和七年の無血革命に成功するや、時の新政府は、タイ國の外交政策として嚴正中立一天張りで押し通す旨を中外に聲明し、爾來タイ國不動の國是として近年に及んだのである。

斯かる政策は、しかしタイ國の如き國際的に困難なる立場に於ては、往々八方美人的政策に傾き易いものであつた。さればこそ、タイ國の眞意義は立場を充分了解出来なかつた一部の人々の間には、政府當局の優柔不斷振りを誹謗するの聲すらあつたのであるが、それが決してタイ國の眞意では無かつた事は、今回立派に事實を以つて證明せられた次第である。

タイ國が、從來何故、我國と全面的に協力提携の舉に出づる事を躊躇したかといふに、米英の軍事的壓迫に抵抗するの充分な自信が無かつた事が恐らく最大原因の一つであつたのであらうが、米英の財政經濟的壓迫を極度に畏怖警戒したからである。

殊に、タイ國政府部内に於ける所謂親米英派の勢力といふものは、實に牢固として抜く可からざるものあり、常態に於て、這般の如き百八十度の轉向を爲すが如きは、全く謂ふ可くして行はれざる事であつた。

たゞ然し、斯かる間にも、ビブン首相を初め、日本の偉大なる實力を充分知悉し、將來、タイ國の獨立を全うせんが爲めには、日本との全面的提携以外に良策無きを充分知つて居た人々が、たゞ黙々として、好機の到來を待ち構へて居たといふ事を決して忘れてはならない。

来る可きものは遂に來た。我が對米英宣戰布告は、タイ國をして傳統的ともいふ可き嚴正中立政策の最後的吟味を爲さねばならぬ土壇場に追ひ詰めて終つた。

既に、タイ國が、軍事經濟の一切を擧げて、對日協力依存の態度に出で、過般來、馬來半島に或はビルマ戰線に於

て軍事的共同行動に出でつゝある以上は、日タイ經濟關係も亦、飛躍的緊密關係に立ち到る可きことは、餘りにも當然であつて、今回の圓ペート等價協定の成立は、實にその片鱗の現はれと謂ふ可きである。

従つて、今後に展開せらるゝ割期的日タイ新經濟關係こそは、刮目に値するものたる事は、論ずる迄も無い次第である。

等價協定の合理性

去る四月廿一日、我政府と、來朝中のタイ國無任所大臣ワニット氏との間に、日タイ爲替換算率改定に關し、假調印を見、翌廿二日より實施せらるゝに至つた。

即ち、從來百五十五圓七十錢を以つて、百ペートの爲替を取得し得たるものであるが、新協定に依れば、百圓を以つて百ペートを取得し得る事となつたのであるから、タイ貨價格の大巾切下げであり、それ丈圓價値の増大を意味する事は勿論である。

更に今少しく詳細に説明すれば左の通りである。

即ち、タイ國が、本年一月廿五日、對米英宣戰布告を爲す迄の通貨制度は、英貨を基準とする金爲替本位制即ち英貨一磅に對しタイ貨十一ペートといふ比率を採用してゐたのである。

しかし、既に米英と完全に絶縁した今日では、斯かる制度の存續を許さない。茲に當然通貨制度再建の要に迫られ新たに中央發券銀行を設立し、獨自の基準による通貨單位を決定することになつてゐたのである。

本年二日一日よりは、新基準即ち純金〇・三二六三九グラムを以つて一ペートとする事になつたと傳へられてゐた。

た。

この新基準に依り、我政府の金買上相場一グラム三圓八十五錢から割出すと、百ペートは邦貨百廿五圓六十六錢に相當するのである。

然るに、我が大藏省では、本年一月一日から、百ペートを百五十五圓七十錢として換算してゐたのであるから、右の新基準は、ペートを圓に對し二割方低位に置くことになる次第である。

既存の換算率よりも二割方低位に置くといふなら、更に一步を進めて、一思ひに圓とペートの等價を實現する方が、大東亞共榮圈の實状に、より一層適切な譯である。

もとより、タイ國の通貨制度は、從來の一切の關係を離れて全く白紙に還つて、新たに建設されるのであり、新ペートの基準は、タイ國に最も都合の良い地位に自由に置き得るのである。

この場合、平價切下げ等の問題は、實は起り得ないのである。

タイ國が、既に大東亞共榮圈の一員として、軍事經濟的に、我國と全面的協力を誓ひたる今日、殊に佛印のビアストル弗は、百ピヤストル九十七圓五十錢といふ殆どペーの關係にあり、又蘭印のギルダー、馬來の海峽弗を始め比島のベソ弗に至る迄、夫々の現地では、圓の軍票がペーで通用しつゝある今日、ペート貨のみ獨り優位を保ち、他と均衡を失してゐる事は、將來共榮圈内に於ける圓滑なる物資の交流を阻害する恐れあり、又タイ國の輸出品が他と競争する事となつた場合、深刻な打撃を受けるであらう事が豫想せらるゝのである。

更に、物資の豊富な南方諸地域をバックとした、圓の實質的價値は、從來に比し飛躍的に増大してをり、この際對ペート價値が從來通りである事は適當で無い。

斯かる意味に於て、今回ペートの換算率を變更し、圓と等價に改めたことは、ペートの引下では無く、寧ろ圓價值の増大せるものと解すべきであつて、極めて合理的な是正と謂はねばならぬ。

等價協定成立の影響

タイ國が、磅リンクを離脱したる瞬間、對圓價值を如何に取極むべきやは、重大課題であつた。磅にリンクしたればこそ、邦貨百五十五圓七十錢に對し、百ペートなどゝいふ法外の率が許されてゐたのであるが、扱て磅から離れ、共榮圈内を見廻はすと、海峽弗もギルダ一貨も、比島弗も何れも百圓に顧落してゐる。タイの當局者と雖も現實には抗する術も無く、暫定的措置として自ら百ペートを百二十五圓見當に切下げて見たのである。

斯かる措置は、急激に所謂ペートの切り下げを行ふ事が國內經濟界及び貿易界に甚大の影響を與ふる事あるべきを恐れたからである。

タイ政府の試みたやうに、漸次ペート價值を切下げて、結局圓と等價に導く事は、或は經濟界に與ふる惡影響を重視する場合には、賢明な策であるかも知れぬ。

然しながら、既に共榮圈内の物資交流圓滑化が焦眉の急を要し、而も他の何れもが圓と等價となつて居る今日斯かる因循姑息な手段をとつては居られぬ。

經濟界に與ふる影響は確かにあるであらう。然しそれはほんの一時的のものであつて、應急對策よろしきを得れば決して恐る可きものでは無い。

一時的の惡影響を忍んだ方が、ひし／＼と漸次迫り来る惡影響に永く苦しむよりは、タイ國としては何んなに有利であるか知れたものでない。

我國の合理的な申出でに對し、欣然として應諾し、茲に日タイ等價協定の成立せる事は何と謂つても、兩國の將來の爲め、又之を大にしては、大東亞共榮圈の建設上、誠に慶祝に堪えざる事である。

筆者は、應急對策さへよろしきを得れば、等價協定の成立となり、ペート貨の大巾引下げとなつても、決して、タイ國經濟界に甚大な惡影響を與ふ可きものに非ずと謂つたが、去る四月廿二日發盤谷よりの同盟電に依れば、同地駐劄帝國大使館石井代理大使は「輸入物資の不當吊上げを策するが如きことなきやう」在盤谷日本商社代表に對し要望したのである。

即ち、今回タイ國が、ペート價格を切下げ、これを圓と等價にした所以は、要するに、引下げに依り『日タイ貿易を促進せしめん』とする主旨に他ならないのである。タイ國が既に大東亞共榮圈の一員である事を自覺し、積極的協力の態度に出で、進んで、切下げの舉に出でたる以上は、本邦側としては、進んで、タイ國經濟界の安定、物資交流の圓滑化に協力すべき事は當然である。

故に苟くも切下げを奇貨として、價格の不當吊上げを策するが如き事あつては、日本の指導的立場に對する信用を失墜するのみに止まらず、タイ國經濟界を混亂に陥るゝものであるから、大いに自重すべきであつて、大使館側の要望は、實に時宜に適せるものと謂ふ可きである。

タイ國經濟界の指導的立場に立つ、邦人商社が斯かる要望を忠實に履行するであらう事は、絶対に信じて疑はぬ處であるのみならず、タイ國政府の公定價格設定に依る統制の強化は着々と實行されつゝある模様であるから、輸入物

資に關する限りに於ては、タイ國內經濟界に甚だしき混亂等の起るやうな事は、差當り考へられぬ。

殊に、日本よりの輸入品の價格は、或程度に定め、急激な引上げは行はざる事、又タイ國よりの輸出品價格は若干引上げを見る了解成立の模様であるから、タイ國經濟界は、當然安定するに至るであらう。

盤谷に於ける、邦人商社側の自重と同時にタイ國政府は、華僑、印度商、馬來商及びタイ籍商人其他に對し、適當の取締を爲す事は絶對必要であり、恐らく既に適當なる手段が講ぜられた事であらう。

今後の日タイ經濟關係

既に、我國は、大東亞共榮圈内の物資交流に關し、主動且つ指導的地位を獲取し、加之、タイ國は全面的に、我國に依存してゐるのであるから、今後の日タイ經濟關係を飛躍的に輝かしきものたらしむと否とは、全く我が國の對タイ政策及び態度に依つて決せらるゝものであると斷言しても過言であるまい。

即ち

(一) タイ國々内經濟策殊に物價問題に對し適當なる協力と指導を爲し、物價の甚だしき昂騰と激動とを抑制する事。

(二) タイ國土產品は、從來の輸出に振向けられたる分は、我國にて或は共榮圈内にて、適當價格を以つて處理する事。

(三) タイ國の必要物資は、全部我國にて或は、我國にて充分供給能力無き物資は、共榮圈内の動員に依つて、極力之が供給を圖る事。

(四) タイ國天然資源の開發に關しては、資本的に或は技術的に協力指導を爲す事。

(五) タイ國産業殊に工業に對しても、同様積極的協力指導を爲す事。

等を實行する事に依り、日タイ經濟關係は割期的緊密關係を確立するに至るであらう。

(1) タイ國々内經濟は、從來米英依存の國柄だけあつて、一言以つてすれば餘りにも自由放任主義であつた。その結果は、華僑や印度商の如き自己の利害以外國家的觀念等全く缺如せる者の乗ずる所となり、從來彼等の暴利行爲や擗取的行爲に悩まされ續けたものである。

それ故、先づ公定價格制の積極的促進と、華僑及印度商等の惡德行爲を絶對的に封するやう、我國は積極的に指導協力の要あるであらう。

彼等の通關上の不徳行爲の如きは、此の際一層嚴重に取締を要すべく、農民に對する彼等の擗取取締の如きは、眞劍に考慮即時實行に移すべきである。

(2) タイ國土產品の中、最重要輸出品は、米、ゴム、錫鑛石及チーク材の四品である事は今更喋々の要なかるべきも、これ等產品は、ビルマ、馬來、佛印、蘭印等にも豊富に產するものであり、共榮圈全體として、これら四品の處置を考へねばならぬ故、タイ國としては、共榮圈全體としての立場を充分考慮し、我國の最善なる處置に信賴し一任せきである。又我國當路者としては、右四品の有利なる處置と否とがタイ國々内經濟に深刻な影響を與ふる點を充分考慮し、同情的態度に出づべき事肝要であらう。

(3) タイ國必要物資は出來る丈我國にて供給してやらねばならぬ。これは我國々内經濟にも影響ある事であるから『タイ國としては或程度の物資不足には絶對に堪えて貰はねばならぬ。』大東亞戰爭に先づ勝たねばならぬ。この爲

めには、各個人の生活は如何なる犠牲をも忍ばねばならぬ。勝たぬ以上大東亞共榮圈の建設の如きは一場の夢と消え去るであらう。この點は、日タイ兩國に最も完全なる自覺と了解が必要である事は論ずる迄も無い事である。

(4)及(5)の點に關しては、タイ國將來の發展の爲めにも亦大東亞戰爭が長期戦を豫想せらるゝ結果、必然的に要求せらるゝ所である。

むすび

要之に、日タイ爲替率は、日タイ兩國當事者の一大英斷に依つて、圓對パート、ペー即ち等價を以つて決定され、既に實施を見つゝあるのみならず、應急對策よろしきを得て、タイ國經濟界は極めて平靜である事は、誠に喜ばしき事である。

爲替率の合理的的設定に依り、日タイ貿易が飛躍的進展を示すであらう事は信じて疑はざる所であるのみならず、近く日タイ貿易協定は勿論、經濟協定の締結を見、日タイ經濟關係が割期的緊密化を呈するであらう事も亦信じて疑はざる所である。

右に依つて、日タイ間物資の交流は勿論、我國の資本、技術的の進出も容易となり、やがて、大東亞共榮圈内の物資交流を圓滑ならしめ、經濟建設を促進せしめる事となるであらう。

斯くて、大東亞共榮圈の建設的基礎は愈々確固不動のものとなり、日タイ相提携して、安んじて、米英擊滅戰を完全に遂行し得るに至るべきを信じて疑はざるものである。(昭、十七、四、廿六)

タイ文字に關する考察

江尻英太郎

一、歴史的考察

ダムロング親王(Prince Damrong Rachanuphab)並にウッド氏(W. A. R. Wood)に據ると、タイ國の先住民族は南部にサカイ(Sakais)族、北部にラワー(Lawas)族であった。

サカイ族は人類史上最古の原始民族である。史前には恐らく黄河の流域より印度支那半島に至る廣地域に分布されてゐたるも、逐次タイ族、漢族の侵略を見、段々と南下してタイ國北方の地に一時定住せしも、又ラワー族の移住により馬來半島に驅逐された。後、馬來族の馬來半島移入により、大部分は南洋諸島に避難したのである。現今では極少數が、タイの南部半島の小岳地帯に原始的生活を營んでゐる。彼等は意志通達に文化民族の如く象形又は音標文字なく物品又は模様による象徵記標によつて通達を計つてゐたのである。例へば馬來半島のサカイ族に見られる禁止記標の如きものである。禁止記標はマタカラと稱し、所有地に踏み込まれ其處を荒されない爲めに、禁止を破つた者は記標に示されたる呪力によつて滅せられる事を意味する。即ち腹部の膨脹してゐる瓢箪は身體に腫張が生ずる事を意味し二つのプロベラの様に反つた棕櫚の葉を付けた棒は内臓がその様に扭れる事を意味する。これと同時に、略標に

よる意志の通達も行はれて居た。これは簡単な曲線、圓形を描き一つの意味を表はすのである。例へば一つの環は丘、泉木、蜘蛛の糸等を意味し、一つの波状線は蛇、溝、川、祖先の流浪等を意味する(この例はオーストラリヤ居住の原始民族のものを参照したものである)斯様な簡単な象徴記号又は一つの記号が、幾つの意味にもなる略標にて満足な意志通達が出来た事は、如何に原始民族の生活様式が單純であつたかが察し得られる。

紀元前約三千年に、ラワー族が印度より北方タイに移住した。ラワー族には文字の發達がまだなく、やはり原始民族の象徴記号並に略標により意志の通達をなしてゐたものと思はれる。

紀元前約二千年頃、アリアン民族に侵略されたるコラリアン族(Coralians)の一分派たるコーム族(Khom)は、居住地インダス河(Indus)を後に、海岸地帯に沿ひてタイ國に移入し來り、一部はコーンング河(Mekhong)、一部はチャオブライー河(Meknam chao phra ya)流域に定住した。チャオブライー河流域に居住したるものは、後先住民族サカイ族並にラワー族を抱擁した。コーンング河流域に定住せしものは、後阿育王(Asoka)に侵略され、タイ湾に避難したるカリンガのヒンヅ族と結合してカメーン族(Khamen)の發祥となり、カムボジア王國を建設してタイ、ビルマ等を版圖に置いた。ビルマ海岸地帯に居住せしものも又、ヒンヅ族並に先住民族と結合してビルム族(Burmeses)の發祥となつた。アリアン民族の侵略前よりぼつゝ數世紀を費してインダス河流域に移住してゐた關係上、スマーリア族との交易により同族の文化も移入され、コラリアン族、ドラヴィエダ族(Dravideans)等は早くよりスマーリア文字を基礎とした楔形文字(Cuneiform)殊にペルシア文字に近い楔形音標文字を持つてゐた。故に當時のタイ國にて行はれた意志の通達はこの楔形音標文字によつたものと推察され得る。

紀元一四〇〇年頃、サイワ、バラモン教の布教を見るに至り、教典に使用されたる梵字を基礎に現今のかめーン文

字が改作された。(註、バラモン教はカリンガのヒンヅ族により既に移入されてゐたるも、當時印度に於ける文字は楔形文字にて、梵字が改作されたのは紀元一〇〇〇年頃である)後、諸族を勢力圏に置いた時、諸族はカメーン文化の

影響を受けた。殊にタイ國に於てはカメーン文字が使用されてゐた。

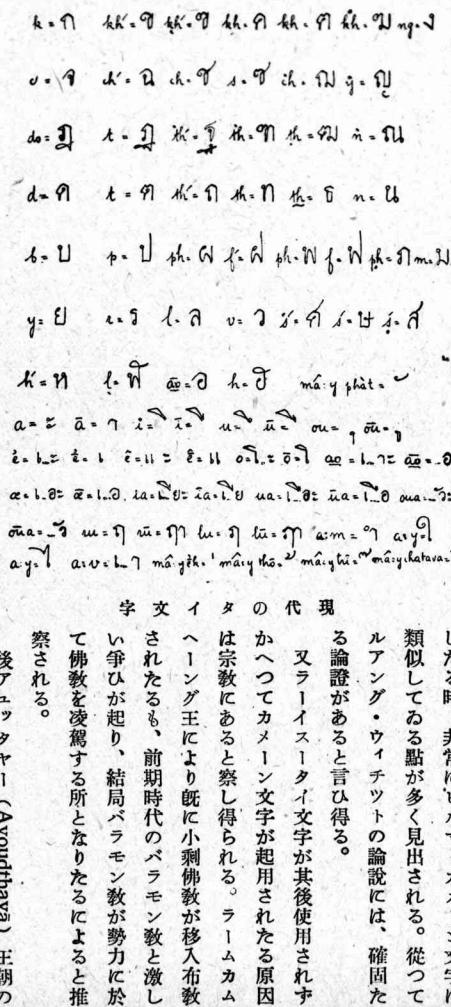
紀元二二五年三國時代に、漢將孔明に破られたるタイ族は、元定住地の揚子江流域より南下移動し、一部は印度のアッサム(Assam)地方に移住しアホム(Ahom)と稱した。一部はビルマのサルヴィン(Salvin)河流域に移住しカンティ(Khanti)と稱した。一部は北部タイ、佛印のラオス並に安南の東京地方に移住しラオ(Lao)と稱した。一部は貴州雲南地方に移住し後南詔を建設した。これ等タイ族は固有の楔形文字を持つてゐて、移住地の地理的環境に

従ひ、多少の改善があつたものと推察され^レ。(Le feuille Pontalais: Etude sur quelques alphabets et Vocabulaires Thaïs-Toung Pao III)

後、紀元一三一〇年に南詔王國が建設された。この當時より南詔國のタイ族はぼつ／＼タイ國內に移住して居た。當時南詔王國は、支那との交通により支那文化を移入してゐた。勿論文字も漢字を固有楔形文字と同じに使用してゐた。タイに移住したものは、當時タイ國に於て使用されたるカーメーン文字、固有の楔形文字に漢字を混同して使用して居た。

紀元二〇一五年に、クビライカーンが南詔王國を侵略したる時、大量のタイ族がタイ國內に移動して來た。これに相伴つてタイ族の酋長クン・シー・インタラティット (Khun Sri Inthratit)、一名ブテルアング (Phra Rouang) がタイ國をしてカーメーンの羈絆を脱せしめコーム族を支配し、カムボジヤ、ビルマ、北方タイを版圖に属せしめ、スコータイ王朝 (Sukhothay) を建設したのである。其子クン・ラームヘーリング (Khun Ram khamheng) は、これ等屬有諸民族を永久に支配圈に属せしめる目的と、諸地方に分散した同族タイ族の統一を計る意味に於て、これ等諸族に最も共通性を有する文字を、從來使用されて居りしカーメーン文字、バラモン教の教典文字である梵字、タイ族固有の楔形文字等を基礎にして改作した(第五圖参照)これをラームスータイ文字と稱する。

不幸にしてラームカムヘーリング王の碑文以外に使用されてゐない所を見ると、同王の死後はカーメーン文字を用ひてゐたと察し得られる。其後七十年後の碑文には、同王の文字はカーメーン文字の譯文に使用されて居り、又それよりはカーメーン文字のみにて記述されてゐる。かくして宗教關係にはカーメーン文字が用ひられたるも、一般には尙ラームスータイを使用して居りたると察せられる書工の意向に従ひ相當の改變が加へられファーケカム (Fak kham) と稱する形態を取る様になり現在に至つたのである。カーメーン文字の譯文に記述されたものは、このファーケカムの形態である。もしラームスータイ文字が其後續けて使用されてゐたなれば、現在ビルマ、カーメーン、タイ諸族は、恐らく同



一の文字を使用してゐたと想像出來得ると、藝術院總裁ルアング・ウイチットワーカーン (Luang Vichit Vathan) が情報局にて昭和十四年三月六日に演説したる「ス・コータイの文字」に於て主張してゐる。文字の形を觀察したる時、非常にビルマ・カーメーン文字に似してゐる點が多く見出される。従つてルアング・ウイチットの論説には、確固たる論證があると言ひ得る。

現代 又ラームスータイ文字が其後使用されずのかへつてカーメーン文字が起用されたる原因は宗教にあると察し得られる。ラームカムイヘーリング王により既に小剝佛教が移入布教されたるも、前期時代のバラモン教と激しい争ひが起り、結局バラモン教が勢力に於て佛教を凌駕する所となりたるによると推察される。

後アユッタヤー (Ayudhaya) 王朝のナーライ王 (Narai) 時代に佛教が隆盛になり、國民生活の裡に確固たる根柢を張るに至り、佛教を題材に取入れたる印度文學を模倣した文學が愈旺盛を極むるに至つた。従つて言語にもこの影響甚しく生じ、數多の抽象名詞、動詞、

形容詞が梵語、巴利語から取入れられた。尙これ等言語に當嵌める可く七文字が新たに改作を加へられ、十二字の母音が加へられ現在のタイ文字となつたのである。

11. 言語學的考察

ラームカムヘーリング王のラーライスターイ文字を碑文より拾ひ取ると、三十七字の子音と二〇字の母音と二個の聲調符號が得られる。今これを梵字、カメーン字、ビルマ字其他のタイ族文字に比較して見ると、左記の如き興味ある結果が得られる。

(イ)梵字に類似したもの、子音のみ八字

即ち k, kh', c, p, m, l, v, ng

(ロ)カメーン字に類似したもの、子音十字、母音九字

即ち kh', ch', n, d, t, th, ph', ph, y, r, am, a, a, i, ī, ou, ou, ē, o

(ハ)東京地方タイ族文字に類似したもの、子音のみ六字

即ち kh', t, th, f, n, f'

(ニ)車里 (Xiang Hung) 地方タイ族文字に類似したもの、子音のみ三字

即ち th, ph, y

(ホ)ビルマ字に類似したもの、子音のみ五字

即ち ch, th, b, h, ဗ

(イ)ラームカムヘーリング王の建築と推察されるもの、即ち右何れのものにも類似しないもの、子音五字、母音十一字

即ち s, d, ရ, ၃, ၁, ၂, ၄, ၅, ay, a:y, ia, īa, ua, ၁၁, ၁၁၁, ay

又ラーライスターイ文字と現在のタイ文字とを比較すると、左記の結果が得られる。

(イ)殆んど原形の儘のもの、子音十七字、母音四字

即ち kh, c, ch', d, t, th', th, n, b, ph', ph, y, l, s, s', s', h', a, ē, ē, a:m

(ロ)多少改變されたるもの、子音十一字、母音四字

即ち k, kh', kh', ng, th, g, f', f, ph, r, v, ၁၁၁, ay, a:y, ၁

(ハ)全く改變されたもの、子音九字、母音十二字

即ち ch, s, ၁, d, t, th', ၁၁၁, m, ၁, ū, ၁, i, ou, ia, īa, ūa, ၁၁၁၁, a:y, a, ၁၁

(ニ)碑文に見出せられたもの、子音七字、母音十一字

即ち kh, kh, ch, th, th, l, h, u, oua, ao, ua, o, ē, ē, a, lu, īu, ru, ru

尙ラーライスターイ文字を音聲的に觀察すると、母音は左記の通りに分別する事が出来る。

1、單母音十二字の内

(イ)長音のもの九字

即ち ၁, ē, ၁, ū, ၁, ū, ၁၁၁, ၁၁၁၁

(ロ)短音のもの三字

即ち a, ou, i

2、重母音四字の内

(イ)長者のもとの三字

即ち ia, ouia, ua

(ロ)短音のもの一字

即ち ia

3、附子音母音四字、全部短音

即ち aim, ay, ay, av

其後現在の文字の如き母音が改作追加された。

1、單母音六字、全部短音

即ち e, è, u, o, ae, œ

2、重母音二字、全部短音

即ち oua, ua

3、梵語の影響によるもの四字

即ち rü, ru, lü, lu

ラームカムヘーリング王のラーアイスターイ文字の母音で、*æ*の母音形態即ち單音母音iと長音母音eと緩合はせ促音子音を附けるものは、現在のタイ語に於ても、長音母音eと緩合はせたものと同様に使用されてゐる。子音を二

つ重ねて短音・母音aにする形態は、r子音を重ねたるタム(tham)の如きもののみにて、他は全部マイペットに改變された。

ラーアイスターイの子音は音調により、左記の通りに分類される。

1、上音子音 (High consonants) 十一字

kh', kh', ch', th', ph', f', s', s', h'

2、中音子音 (Middle consonants) 九字

k, c, d, t, b, p, o d, t

3、下音子音 (Low consonants) 十七字

kh, ng, ch, s, y, h, th, ll, n, ph, f, ph, m, y, r, l, v

梵語より轉來したる語の内にて、無氣齒音dを帶氣齒音d^hタイ語にては山に發音されたため、タイ語の音聲にも存在する無氣齒音dになる文字が改作され、又梵語の無氣齒音dの代りにy文字が改作された。右と同様の事由にて、bの無氣唇音d^hなる文字が作られた。無氣唇齒音f^hはタイ語族にのみ存在する音聲であるため、上音と下音の一对のf文字が發案された。無氣唇齒音s^hは、上音子音s'に對す下音子音になつてゐる。轉來語中のkhには、しばしばkh'が使用されてゐた。梵語に於けるghの帶氣鼻音は、タイ語にてkhの帶氣口音に變化されてゐる。

尚アントニ・マノベ氏の「タイ語音聲組織研究に對する寄與」(河内極東學院學報一九一一年 Contribution à l'étude du système phonétique des langues Thai) に依ると、古代の有聲初子音initiates sonores が南方語系では帶氣無聲音sourdes aspirées、北方語系では無氣無聲音sourdes non aspiréesに變るといふ重要な音聲學的法則

がある。これはタイ族が移住したる處の地理的環境により音聲的變化が起つたものと推察される。即ち北方系のものは、梵語の影響なく無氣音は無氣音、帶氣音は帶氣音として取入れられてゐるのに對し、南方系のものは梵語の影響即ちカーメーン、ビルマ語等殊に早くよりバラモン教、佛教の影響を受け、無氣音はしばしば帶氣音として取入れられてゐる。ライスターイにも少からずこの法則に基く影響が見られる。今ラームカムヘーリング王の碑文を觀察するに使用されてゐる語彙一、五〇〇個に對し

印度系のもの

カーメーンのもの

六三個

不明固有名詞

一一個

變形したるタイ語

三一七個

純粹のタイ語

一〇九六個

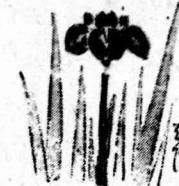
で、純粹のタイ語は七三%で、二七%はことごとく外語の影響を受けてゐる。斯様の理由に依つて自語には餘り必要でなくとも、轉來して使用されたるカーメーン、梵語等に比較當嵌める爲に設けられたものは少くない。即ち^Y、^T、^H、^W、^{Ph}、^S、^{Sh}がこれである。其後に於ては^k、^{Kh}、^{Ch}、Th、Th、^Tが追加された。現代文字の^Hは、上音子音に對する下音子音の意味合に於て後世改作されたものである。

ライスターイに於ける聲調は五聲であり、主に子音の音調を基準に構成されてゐる。即ち中音及び下音子音は普通第三聲（平靜）であり、現在のマイエーク *māyek* 符號を付けて中音及び上音子音の場合、第一聲（沈聲）、下音子音の場合第二聲（降聲）となる。マイトゥー *māytho* 符號を付けて中音及び上音子音の場合には第二聲（降聲）、

上音子音の場合には第四聲（去聲）となる。上音子音は普通第五聲である。短音母音並に促音子音の音聲が^k、^t、^bの時上音及び中音子音の場合には第一聲（沈聲）下音子音の場合には第二聲（降聲）となり、下音子音に中音子音を前置してマイエークを付け第一聲（沈聲）となり、上音子音を前置して第五聲（上聲）となり、又マイトゥー符號を付けて第二聲（降聲）となる。聲調の符號は二個だけしか存在しなかつた。即ちマイエークとマイトゥー（現在のマイチヤックタワ *māyattawa*）である。其後符號を増して四個にした。即ち、マイエーク符號は、上音及び中音子音の場合には第一聲、下音子音の場合には第二聲、マイトゥー符號は上音及び中音子音の場合には第四聲、マイチヤックタワ符號は殆んど中音の場合だけに第五聲となる。聲調の構成は現在もライスターイ文字と變りはない。

ス・コータイ王朝時代迄は、漢字とカーメーン文字とタイ族固有の文字とが混同使用されて居た關係上、文字は右から左に支那文字の如く縦に書かれてゐて、複雜極まる觀を呈してゐた。後ライスターイ文字となり非常に簡易になつて、現在の様に左から右に横に書かれる様になつたのである。當初は母音、子音全部が行内に書かれ、母音は全部 *initial* 初文字として前置されてゐる。母音が二つ重なる場合には、[ঁ]母音は前に、[ঁ]母音は後に重ねて書かれる。七十年後にはⁱ、ⁱⁱ、^{uu}母音が子音の上に、^{ou}、^{oo}は子音の下に書かれてゐる。これが即ちフアーカム(*Fak kham*)書法である。後長母音^a、及び短母音^aは成音の後に配置される様になり現代の書體に及んでゐる。

南詔の文化(二)



前嶋信次

一、序説

雲南省の大瑞の南十五支那里の所にある太和村は、昔の南詔王國の舊都太和城のあつた所として知られてゐる。清朝の名高い金石學者王昶は、乾隆五十三年(一七八八)その村の大道の側にその俗に磨刀石と云ふ一大巨石が地に横はつてゐることを聞き、人を使つて、これを引き起して見ると、その地面に向いて俯してゐた面に立派な文章が刻せられてゐるのを發見した。そこで、その拓本をとつた後、どう考へたものか、もとの如く刻字の面を下にしたまゝ地に仆して置いたのでこれが一體何であるかを氣づいたものは外になかつた。それから後間もなく李卓特と云ふ地方官が、特に亭を建てゝこの碑をその内に移して保護することにした。

やがて王昶はその著金石萃編(一八〇五年刊)に右の碑文を收め、やゝ遅れて雲南の學者師範はその大著演繹中に同じ碑文を採録した。では一體、これは何の碑文であつたかと云ふと、南詔王國の漸く全盛期に入らんとする時の王闍羅鳳の時代(七四八年即位、七七九年死)に、彼が當時の國都太和城に建てさせたもので、一般に南詔鄭回德化碑

又は蒙國大詔德化頌碑と云はれる所のものであつて、南詔の歴史、文化の研究には根本的の資料として取上ぐべき貴重な文献である。元來、南詔と云ふ國はあれほどの活動をした大國でありながら、それ自身の記録を残すこと極めて少なかつた國であつて、この碑文の外には南詔から唐朝の支那に送つた「與中國誓文」及び國王異牟尋から「寄西川節度使章草書」等が支那史籍中に残つてゐる外は宗教關係の古碑二面があることしか知られてゐない。

所が王昶の云ふ所によると、彼が此の碑を發見した時には「碑の前半は已に剝蝕ほとんど盡き、行數考ふべからず。毎行約九十字。行書」と云つてゐる如く、その磨滅甚しく、到底全文を讀むことは出來なくなつてゐた。闍羅鳳の建てたときから、その時まで既に千餘年を経てゐて、その後雨露にさらされてゐれば、それでも、よくそこまで残つたものと云はれる位である。

王昶の説によると、碑の原文は約三千八百字であつたが、彼が拓した時にはその内八百字だけしか読み得なかつた。それで、これを金石萃編に收めるに當つては雲南通志(清の乾隆元年一七三六年増修)にその全文が收めてあるのを利用して磨滅した部分を補つたと云ふ。

王昶よりも更に百年ほど遅れて一九〇〇年頃に、フランスの支那學者エドワール・シャヴァンヌは、ル・ギルシエー(Le Guilcher)エクスコツフイエ(Excopier)アヴレー(Harriet)シャムボー(Chambeau)等の宣教師が現地に赴いて入手した拓本を手に入れたが、これは王昶のころより一層磨滅してゐて、殆ど読み得ない状態になつてゐたと云ふ。

それでシャヴァンヌ氏もやむなく師範の演繹中に收められた碑文をもとにし、金石萃編と、その拓本を參照としつ全文の佛譯を試みた。

昭和五年に諏訪義議氏が大谷學報第十一卷第四號に「蒙國大詔德化頌碑補攷」と題する研究を發表してゐるのは、右のシャヴァンヌ氏の研究を補つたものである。

私はこゝに南詔文化研究會の根本史料たるこの碑文の概要をシャヴァンヌ、諏訪二氏の研究を参考として紹介することにした。

註一 南詔の國都については本會報第二十六號所載抽稿、南詔の文化(一)参照。

註二 樊綽の變書、全唐文等に收めてある。

註三 新唐書南詔傳、全唐文、潤鑒等に收めてある。

註四 金石粹編

Edouard Chavannes, *Une Inscription du Royaume de Nan-tchao.* (Journal Asiatique Nov.-Décem. 1900)

一一、建碑の事情

南詔王國が大をなしたのは、閻羅鳳の父皮羅閣の時代である。彼は西暦七二八年に大理の南方蒙化を中心とした蒙舍詔の支配者となつた。詔とはタイ語で王を意味するチヤオの音譯で、この蒙舍詔は、その住民の全部がそれでなかつたとしても、少くとも中心部はタイ族よりなる小王國であつたらうとは諸學者の一致する所の意見である。^(註一)

蒙化詔の北方には浪人（ラン）と呼ぶ種族のたてた三つの國があつて、別に三浪と呼ばれてゐた。即ち蒙次和を中心とする施浪詔、鄧川を中心とする達臘詔、浪穹を中心とする浪穹詔である。その北には麗江を中心とするモソ族中心の越析詔（モソ族はチベット族の一）とその北方の四川の寧遠を中心とする蒙嘉詔とがあつた。蒙嘉詔の住民も亦タイ系よりもむしろチベット系のものが多かつたと思はれる。蒙舍詔は右の六詔中の最南部にあつたので、別に南詔と

も呼ばれてゐた。當時唐朝の支配力はある程度までこの地域に及び、この六詔の東方、今之昆明地方を通つてハノイ平原に赴く通路は、唐の安南地方統治上から重要な交通路にあたるので、これを開かんとする意志をもつてゐた。故に唐としては、六詔がそれく分割の状態のまゝでゐた方が統治に便であつて、若しこれが合一して強大な國家を作つたならば、大きな脅威を受けることゝなるわけであつた。皮羅閣は唐の出先官憲を買収によつて藥籠中のものにして他の五詔を次々に攻めて併合した。しかして、その國都を北方大理の附近なる太和城に移して威をふるつたが、唐政府は此を抑壓することを敢てせずに、却つて雲南王と云ふ如き稱呼を贈つて之を懷柔するの政策をとつた。

七八八年にこの創業の英主たる皮羅閣が歿して、その子閻羅鳳が嗣いだが、その時代に今之昆明の南方地域を占據してゐたロロ族の諸部が互に軋轢して亂れたので、閻羅鳳はこれに干渉を加へた。しかるに、安南統治上その地域を通するルートの維持を重要視してゐた唐朝は之を悦ばず、こゝに唐と南詔とは初めて、對立抗争の氣運を生じたのである。そして唐は四川とトンキンと兩方面から三軍を送つて南詔を討伐すると威嚇し初めた。これは南詔にとつては建国以來最初の重大な國難であつたので、閻羅鳳は再三、唐の玄宗に向つて和平を求めたが却下された。ここに至つて彼は乾坤一擲、國運を賭して此の困難な立場を解決せんとし、七五一年に殆ど絶対絶命の勢を以つて、その國都に向つて迫つて來た唐の鮮于仲通の率ゐる大軍を迎へ撃つた。戦は今之洱海の岸の趙州の西方二十五支那里的地點で行はれ、當時開元天寶の全盛時代にあつた唐軍は、新興南詔の軍のために大敗を喫し約六萬の兵を失つた。この大勝利を獲たものゝ閻羅鳳は大に怖れる所があり、遠からずして唐の却つて酷しい復讐を受けなければならぬであらうと考へ、これに對抗するため、當時チベット高原に強大な國を建て、東は唐朝の支那と、西はカリフ治下の大食（サラセン帝國）と拮抗してゐたチベット族の吐蕃國と同盟する策に出た。

吐蕃も亦唐に對抗するため、此の申出を快諾し、こゝに南詔國との同盟が成立して、その王（吐蕃では王を譜普^{＝by Tsan-po}と云ふ）は閻羅鳳に譜普鍾（by Tsan-po Chung 即ち王弟の意）なる稱號を送つた。

唐の二回目の討伐軍は果して七五四年に李宓を主將として鄧川まで進んで來たが、閻羅鳳は吐蕃の後援をたのんで大に之を破り唐兵二十萬を殺した。

翌七五五年、唐には安祿山の亂が起つて一朝にして全土をあげて戰亂の巷となつたが、之に乘じた南詔の盟邦吐蕃は七六三年にはその國都長安を占領し、時の皇帝代宗を即位せしめて新しく別人を帝位に置かんと計畫してゐたが、郭子儀等に計られて僅に十五日にして撤退した。しかし七六年までは甘肅省の大部分は其の支配下にあつた。この形勢を利用して南詔も亦大飛躍をする。即ち雲南、四川方面の勢力を固めると共に七六年にはビルマ方面に南下して、そこにあつた尋傳國を征服しベンガル灣岸まで圖版をひろげ、東は四川からトンキンに赴くルート上の要地安寧を併せ、七六年には現在の昆明市の所に拓東城を築き、閻羅鳳の子鳳迦異が專らこれに當つた。拓東は後に鄯闡と改められて南詔の第二の首府となつた。

南詔德化碑の内容も亦、そこで終つてゐる。それはこの碑が建てられたのが丁度その時期であつたゝめである。建碑の動機は新唐書の南詔傳によると、閻羅鳳は唐軍を破つて吐蕃と結盟するに至つたが、決してこれは彼の本意とすることではなく、その眞意は寧ろ唐と和交するにあつた。故に

「碑を國門に掲げて、やむを得ずして叛せしことを明にした。閻羅鳳がかつて云ふには、我が先代は代々中國に従つて、度々その封賞を受けてゐる。我が後嗣の者も、もし唐に歸することを許され、その使節が來たならば、この碑を示して、自分の罪を洗ひ清めなければならぬ。」と云ふやうな意味のことがあつて、高さ一丈三尺一寸、廣さ八尺六寸

と云ふこの巨碑を建てさせたと云ふ。この説明は、唐朝側の記録にあるのであるから自方には書くことは當然であるが、しかし、後文に記すごとく碑文の内容が事實、南詔政府が唐に叛したこととは本意からでないことを云つてゐるのであつて、右の如き建碑の動機は決して唐朝側の勝手な判断ばかりとは云へない理由があるのである。それではこの碑は、何年に建てられたものかと云ふと、元の巡行使郭松年の大理府行記の太和の所に南詔王閻羅鳳が鮮于仲通の率ゐる唐軍と戦ふに至つたのはその本意ではなく、やむを得ざる事情に迫られたゝめであることを明にする爲に石に刻したことを述べ、「德化碑を立て、蜀人鄭回をして文を撰せしむ。其の碑今も在り。即ち唐の代宗の大曆元年（七六年）なり。」と云つてゐる。王昶も金石萃編で此の碑は大曆元年のものとしてゐる。前述の如く碑文の内容は閻羅鳳の治世第十四年（唐の永泰元年＝西暦七六年）に長男鳳迦異をして拓東城を築かしめた所まであることを以て見ると、大體建碑の年代も、七六年＝七六年の頃にあたるであらう。

碑文は純然たる支那文であつて、南詔固有の言葉も文字も見當らない。これを撰したものは漢人鄭回であると云はれてゐる。もと（）南詔の文化には支那文化の影響が深いものがあつて、漢人が文化的方面に多く利用されたと思はれるが鄭回も亦その一人であった。この碑文の文章の如きも支那の古典に通曉した相當の學者でなければ到底書き得ない堂々たるものである所からみて、鄭和その人の學識を推察し得る。

唐書の南詔傳によると鄭回は四川省南部の瀘州西瀘縣の縣令であつたが、天寶の末年に閻羅鳳に捕へられて、南詔に入り、その學識を買はれて、鳳の子鳳迦異、孫異半尋の師傅となり、閻羅鳳から愛重せられて蠻利と云ふ稱を得てゐた。故に唐の樊幹の贊書には「太和城……城中に大碑あり。閻羅鳳の清平官王蠻利之文。」としてある。^{（註）}又碑文の内容を見るに當時、閻羅鳳の周囲にはこの鄭回の外に、段忠國、段尋銓等の漢人が居つて、皆清平官の位置にあり、

この建碑を主宰してゐる如くである。

かくの如く鄭氏段氏等の漢人を重く登用したことは、自然と南詔政府中に漢人閥、或は親支那派とも云ふべき一派を形成することになったであらう。この碑の建碑も勿論この一派の奨める所であつた事と思はれる。

南詔國の中権部にかかる勢力のあつたことは、段々にその轉換せしめ、閻羅鳳の孫異牟尋の時代になると、鄭回の建築を容れて七八七年に斷然吐蕃と斷つて唐と結び、相助けて逆に吐蕃軍を粉碎するに至るのである。

鄭回の子孫はこれにより段々南詔の高官になり、隱然たる熱力を養ひ遂に九〇二年にはその一人鄭買嗣は南詔王を弑して國を纂ひ、南詔と云ふ國號を改めて大長和國と號した。

しかし、この國は僅に三十餘年續いたのみで、同じく漢人系の段氏が鄭氏を滅ぼして王位に就き國號を大理と變へた。段氏は、この碑文中にある段忠國、段尋銓等の子孫であらうと思はれる。即ち、南詔初期の王達が大に漢文化を尊重し、學識ある漢人等を登用したことは一面に於いては、大にその國運を伸張せしめるに貢献しなであらうが、後世に至つては却つて彼等の爲に國を奪はれると云ふ危険な種を蒔いた事になつた。

また、それほどに漢人が勢力をふるつてゐたと云ふ事實は、南詔文化が如何に漢族文明の色彩を深く帶びてゐたかと云ふことを考へさせる一助ともなるであらう。私は第三節に於いて、この所謂南詔鄭回德化碑の全文の譯出を試み若干の註釋を附して、同國の建国史と、その文化とを考察する一助に資したいと思ふ。(續)

E. H. Parker, *The Old Thai, or Shan Empire of Western Yunnan, China Review*, vol. XX, Pierre Lefèvre-Pontalis, *L'invasion thaïe en Indo-Chine*, Young pao, vol. VIII, p. 57.

註11 清平官については本會報第二十六號拙稿「南詔の文化(一)」参照。

祖國に歸る

クムツト・チヤンタルアン

クムツト・チヤンタルアンは、一九一四年一裁判官の息としてタイ國に生れた。

英文學に興味をもつた彼は、法律家たらしめんとした兩親の期待に叛いて十五歳にして著述を始め、一九三四年にはタイ國政府留學生として渡米し、カリフオルニア大學に入學した。在學中「アメリカはタイ國に學ぶ所多し」の論文をアメリカ文藝コンクールに提出入選の榮を捷ち得てゐる。本邦に於ては、彼の生立物語たる「我がタイ國の日」が翻譯され、評判を得てゐる。

いま私はタイに歸つて來た—私の樂園に再び歸つた!人々は微笑を以て門邊に迎へて呉れ、その嬉しさの餘り私の胸はおしつぶされそうだ。子供達は私の膝下に集り、「叔父さん〜」と可愛い聲を張り上げ、長年留守してゐたにも拘らずいつも一緒に暮してゐたかの様な親し

みを以て身をすり寄せて來る。つい先頃生れたばかりの仔犬達でさへ私のそばで尾を振つてゐる。こんなよい處が又とあらうか。タイはやはり私の國だ。全身に沁みわたる様な心地につひほろりとさせられる。喜びの涙だ。タイ國は精神的にも少しも變つてゐない。心から暖かい人情の國なのだ。

タイはこの世で最も立派な文明國だ。それ故にこそ私は祖國を尊敬する。

私は控目にタイ國を語る時でもよく言つてゐる。私が母國を不親切に遇したと一部愛國者連に誤解されてゐる事が殘念でならない。私は決してタイを厭ひ母國を顧みなかつたのではない。又断じてかゝる事を望まない。それが私の辯解のすべてである。私は人を騙す事は嫌ひだ。

私が事に觸れてタイの精神的高潔を賞讃するのは嘘をつ

くのではなくて眞實を語つてゐるのだ。唯タイの物質的發展を評すれば、なほ未だ形成の途上にあると云ふ方が正しいであらう。

故國を留守した八年間に國民の精神には何の變化も見ない。彼等は相變らず親切で慈悲の心深く、同情的で懃熱である。

然しわが祖國はフランスに失つた領土を回復せんとの決意の下に、國民は一丸となつて國力の増強に血みどろの闘ひを續けた。この夢を實現するためには、彼等は貧富の別なくすべてを國家に捧げた。これこそタイ國民の本能であり世界に冠たる精華であらねばならぬ。彼等は極めて寛大であり、フランス人がタイに住むと云ふ誠に不可思議な事實を、神が定めた必然的な不運に過ぎぬものとしてこれを許してゐた程であった。私はタイの市民が皆どんな非常時に際會しても規則正しく平和にその事務を續けてゐる事を誇らかに語り得るのである。

バーンコーケが物質的變化を少しも受けでてゐないなどと言ふのは全く嘘である。若し他の地方もバーンコーケと共に歩んで一樣に發展してゐるならば、タイは著しい進歩を遂げたと言ふ事が出来る。

こゝ八時間、バーンコーケは急激に發展し、私はまる

でとつ國に遊ぶ様な氣がした。昔の旅人の記憶に残つてゐる様なタイの古い魅力は今なほ馥郁と匂つてゐるとは云へ、最近すつかり變つて新しい魅力を加へたバーンコーケは、又別の意味で私の胸を強く惹きつけたのであつた。

私はラーマ一世記念橋が丁度出來上つた時にタイを去つたが、その當時メナム河右岸のトンブリーは非常な荒地であつた。然し今日のトンブリーは新らしい市制組織を採用して大都會なるの風貌を備へてゐる。河口の砂洲を浚ひ、バーンコーケ港の工事を開始し、タイは世界の國々にその身を開いたのである。貿易や觀光旅行が殷賑を極めるのも近いことであらう。

實は私は都合風と云ふものに妙な偏見を持つてゐるのである。私は私自身「土の子」を以て任じ、田舎の文化を守る爲には如何なる時も起ち上る事を辭せぬ。私は嘗つてアメリカ國立専門學校間の論争で「アメリカはタイに學ぶ所多し」と云ふ論文を發表し、第四位を獲得した事がある。その論文で私は西洋都會文明と田園主義の風雅さとを比較し、その批判的解剖を試みた。然し何と云ふ事だらう。バーンコーケは今すつかり新しい首都となつてゐる。私は呆然となつてしまつた。

この新バーンコーケは今なほ古の天使の都の晴れやかさを失はずに、新らしい「狂想曲」的雰圍氣を一杯に湛えている。

私は現代のタイ國婦人に就いて多く語る必要はないと思ふ。彼女等の美くしさは、アメリカ人の所謂「凄い！」と云ふ形容詞も及ばぬ位である。その美は一般的の趣味に合致してゐるばかりでなくタイの習慣をも失つてゐないのは幸ひである。然し婦人の着物や調髪は革命的な變化を遂げてゐる。一九四一年の流行はタイ獨特の香りを持つてはゐるが、やはりハリウッドの影響を受けてゐるのを否めない。

私がアメリカに發つた頃、新政府の基礎が確立し、新制により素晴らしい改革が行はれた。成功した一部をとつて見てもその業蹟は大きい。私は次に一二の顯著な例に觸れて見やう。

タイには工業の特殊化が必要である。その線に沿つてタイには工業の特殊化が必要である。その線に沿つて教育の分野に幾多の改善が加へられた。タイ人は初等教育の義務を有し、その上級にては普通の職業智識を授けられる。中等學校に於て授けられる職業智識は商工農各科にわたれてゐる。中流社會の人々にはこの中等教育だけで充分であるが、更らに進んで勉學せんとする者は

あゝ、天使の都、なほ私の見知らぬ人
だが私は、やはりなれのもの！

新らしい郵便局、國立競技場、新らしい建物が整然と軒を連ねるラージヤタムナン街……私はまだアメリカを歩いてゐる様な錯覚に悩まされる。然し確かにタイに歸つて來てゐるのだ。都會の取柄と云へば先づ第一に組織立つてゐる事であらう。人口が非常に増加してゐながらバーンコーケは從來よりもすつと落着いたよい街になつてゐる。

カオ・ディン公園の動物園がこの様な整然たる管理によつて見事な發展を遂げたのはその好例である。それは多くの珍妙奇妙な熱帶動物を有して、世界にその特異性を鳴らしてゐる。

カオ・ディン公園の向ふ側のアンボーン公園内に建てられた兒童遊戲場を見て、私はすつかり愉快になつた。

私の子供時代には公共遊戲場など云ふものはなかつた。それに比べると今頃の子供達が羨ましい位だ。新らしい鋪道、記念碑、娛樂館、料理店、それに近代型の住宅などものことよく目新らしい。

この八年間にすつかり見違へる程變つたバーンコーケの土を再び踏む喜びが私の身に沁みわたるのを感じた。

高等教育を受ける便がある。これ則ち大學であつて、醫學部、法學部、工學部、理學部、文學部、教育學部の諸學部に分れてゐる。文部省當局はこの經營上幾多の困難に遭遇し、特にその財源の捻出、及び教職員の任用が最も困難を極めた。然し、私がタイを去つた當時普通の法律學校であつた文政大學は今では完備した大學となつてゐる。又古き傳統に輝くチュラロンコーン大學も益々發展し、新歸朝の多數學者が教授會に加つて、幾多の新校舎が増設され、その校庭も大擴張が行はれてゐる。これ等二つの大學の他に今は四、五の工業専門學校がある。

經濟方面に於ても政府の活潑な動きが看取される。精糖工場や製紙工場や紡績工場などが半官半民の經營であることは、政府がこの部門の指導獎勵に意を注いでゐる證左とも言はれよう。又タイ國海運株式會社を設立し或ひはアメリカより商船を購入するなど船舶事業に對する關心は一層高いものがある。更に政府は勞動局を新設することにより國內勞働狀態の調整にも積極的に乗り出した。稅務局、鐵道局、山林局、礦山局、農水產局などの大擴張が行はれたこともこゝに附け加へねばならぬ。

タイ國は先に磅礴替本位より完全に手を切つて金本位

制に立ち退つた。(末尾の註参照)これは世界に大きな波紋を投げつゝタイの金融的基礎を固く強くして行つた。人頭稅は廢止されて進歩的な奢侈稅が設けられた。稅制を改めるためこの様な理性的措置をとつた當時の藏相ルアン・プラヂット・マヌターム氏に對し國民は尊敬と祝福の意を捧げねばならない。

對外關係の分野を覗いて見ても、タイ國政府の目覺ましい活躍によりその國際的地位をぐつと引き揚げた。多くの國との友好的通商條約が締結され、このことは舊條約によつて生ずる多くの不利益を除去したのである。更に一八九三年以來フランスのため失つた領土を血を以て回復した。この大成功は日タイ間の親交を愈々固くしたのみならず、タイ國を世界的に飛躍せしめ、以てその眞面目を遺憾なく發揮せしめたのである。

然しこのフランスとの數多の激戦に於て、ビブン首相の統率下に勇氣凜々たるタイ國陸海空軍は獅子奮迅、榮ある勝利の記錄を納め、その偉大なる力を中外に輝かしたことを見記せねばならぬ。ビブン首相はタイ國の國際的地位を引き揚げるために肝膽を碎かれ、強靄なる潜在勢力を有する世界に對して敢然と戰を挑んだのである。

首相は強固なる意志の持主であり、世界の如何なる指導

者に比しても決してひけを取らぬであらう。首相の一貫した政策と嚴正なる人格に對して國民の拂ふ感謝と尊敬の念は敢て怪しむに足らない。

タイ國の新聞から

同盟を喜ぶタイ國民

十二月十四日約五百人の群衆がルワイの長官官邸に行列を成して行進した。

それは、日本との攻守同盟の調印に對する政府の處置を賞讃する目的のものであつた。そして彼等は如何なる方面に於ても政府に協力する事を申し出た。

長官は斯様な申出に深く感動し、群衆が解散する前に演説を行つた。(バンコーカ・タイムス十二月二十二日)

自由タイ國逮捕さる

最近、自由タイ國、一名青年タイ共產主義黨員と稱する特殊團體が成立し、團員は平和と秩序を繕す如き偽名の回贋狀やビラを配布した。

一月十七日朝警察當局はナイ・タムリ・バタマスリ、ナイ・アムバン・ブンヤブティ、ソン・ルアンチャアン・イッサラサク他所謂團員を逮捕し、一件書類を押収した。(バンコーカ・タイムス一月十九日)

大東亞戦争と南洋の貿易

バーンコーク・クロニクル紙四月三日附社説

舊臘、大東亞戦争の勃發するや、東亞に於ける諸般の活動が或る程度攪亂せられたのは當然である。然るに日本軍の赫々たる大勝利に伴ひ事態は漸次改善せられ、東亞諸國間に於ける通商活動の回復間近き兆候も、既に瞭らかに看取せられる。

香港、マニラ、新嘉坡の相次ぐ陥落により、東亞通商路の重要な港はすべて日本の掌裡に置かれ、日本海軍の太平洋及び印度洋に於ける制海權把握により、東亞の通商交通に對する英米の脅威はこゝに全く「掃されるに至つた。開戦勢頭一時的混亂を生じたとは云へ、東亞諸國は戦争の終結を待つまでもなくその經濟生活及び通商活動の復興を期待すべき十分の理由を持つてゐる。

この點に關して特記すべきは、過般日本政府が財界その他の權威者を網羅する大東亞審議會を組織し、東亞各國の資源及び需要に應じて東亞全域の進歩と福祉の増進を期する大東亞共榮圈建設の具體案を審議せしむる事となつたことである。又日本船舶が現に日本及び南方アジア諸港間を往復しつゝあること、並に關係諸國の地方經濟及び産業の

開發計畫が既に各占領地域にわかつて着々開始せられることも注目に値ひする。これは各地の失業問題を緩和し一般住民の生活を向上せしめ、更に大東亞戦争完遂力の增强を意味するものである。

日本及び東亞諸國の利益となつたことは、取りも直さず吾々の敵英米の損失である。英米は從來東亞に於けるその植民地及び屬領より原料品を獲取し、アジア民族の膏血を絞つて自己の安逸を食つて來た。併し今や大勢は一變して、彼等はアジア及び太平洋諸國との貿易を喪失し、これ等諸國よりの原料品獲得は全く不能となつたのである。

この結果、英米の經濟、產業は今や根柢から動搖を來しつゝあり、転て岐路に立つ印度及び濠州の向背が英米の東亞擡取に決定的な終止符を打つこととなるであらう。

三 國 軍 事 同 盟

バーンコーク・タイムス紙一月十九日附社説

東西の三強國日獨伊は、攻守同盟によつて既にその契り愈々固きものがあつた。然し今朝の新聞紙面を飾るニュースは世界の耳目を聳動せしめ、タイ國を含む権輿陣營の諸國民を歡喜せしめた。吾等は日本の姉妹たる獨立國家として、タイ國を日本の同盟國たらしめたビブン首相及びその閣僚の卓見に對し、凡ゆる感謝の意を捧げねばならぬ。

今早朝世界に傳へられたニュースは、日獨伊攻守同盟が三國軍事同盟へ發展したことを報じた。今や三國は、仇敵英米を打倒してアジアと歐洲に新秩序を建設するため血をすゝり合つた兄弟の契りを固めたのである。

かくしてこの新年は、世界を震騒せしむる數々の劇的なセンセイションを相次いで展開したが孰れも日本及び獨逸

の新秩序圈内にある諸民族を驚喜せしめ、その境外に在る諸民族を憂鬱ならしむるものであつた。

日獨伊三國は今や歐亞兩大國に新生面を打ち開き、過去數世紀に亘つて世界を風靡した英米勢力の覆滅を一步々々實現しつゝある。

今回の日獨伊新軍事同盟は、同一の使命と同一の理念を以て固く結合する盟邦の共同責任を明確に宣明したものであつて、その意義極めて重大である。又この同盟は大東亜戦争が歐洲戦争と相併行して遂行せらるべきこと及び同盟三國が陸海空軍の總力を擧げて協同作戦を遂行し、英米の陸海空全領域にわたつて假借なき戦争を完遂せんとする決意を明らかにしたものであつて、世界史上に一新紀元を劃するであらう。英米の陣營には正に葬送の鐘が鳴り響き、樞軸の包囲堅陣は愈々その壓力を重加した。英米とその與國は今や多くの國が相踵いで敵の陣營に投じた事を眼のあたり見た。彼等の所謂民主主義は、將に水泡に歸せんとする其の野望の悲痛な記憶を抱きつゝ敵末魔の苦痛に喘いでゐる。英米支配の終焉は將に目前に迫つた。而してその終焉は開戦劈頭の一擊の如く劇的にして急激であらう。

大 東 亜 建 設 戰

バーンコーケ・クロニクル紙三月二十三日附社説

今次大東亜戦争の一大特徴は破壊のための戦争でないと云ふことである。今次戦争の如く建設的意味の深い戦争は史上嘗つて見ざる處である。この戦争は本質的に解放の戦であり而も世界人類の大部を占むる多數民族の將來の運命を支配するものである。その目的は舊秩序を打破し、惡勢力を一掃して、自由と平等と繁榮とを齎らすべき世界新秩序を建設する目的とする一大聖戦である。

序の建設を目的とする一大聖戦である。

英米及びその聯合國の表明せる戦争目的が極めて曖昧模糊なるに反し、日本政府は戦争の目的及び理想を明確に宣明した。

開戦に際し喚發せられた宣戦の大詔によれば、日本の目的とするところは東亜の安定、世界の平和、及び世界の新秩序建設に在る。これ等の目的殊に建設的特徴の重要性は、東條首相及びその他の日本指導者により屢々強調された處である。

大戰勃發以來今日まで日本の爲し來つた事蹟は、アジア諸民族をして日本の前記戦争目的貫徹に對する純真なる誠意と固き決意とに付き満腔の信賴を感じしむるものがある。日本軍は敵地に侵入するや先づ第一に英米勢力の艾除を主要目的とした。この事は既に戦争の目的たる建設計畫の第一段階に外ならぬ。南洋地方の民衆は日本軍を兄弟として迎へ入れた。日本軍は彼等に對し征服者として臨まず同志としての尊敬と思ひ遣りを以てしたからである。英米がその支配する異民族の破滅と道德的頽廢を政策としに反し、日本はアジア民族を覺醒し、彼等をしてその固有の權利を自覺せしめ、日本の指導下に自ら建設的努力を開始せんとする精神を奮起せしめた。

かくの如く大東亜戦争は破壊的征覇の戦にあらずして建設的解放の戦である。日本軍とその同盟國軍によつて放たれる彈丸の一つゝは實にこの神聖なる戦のゴールへ驥進する一段階を劃するものである。

資料欄

タイ國の手工業と家内工業

北澤久男

概観

タイ國は前資本主義的農業国であり、總人口の八〇%以上は農業を営んでゐるが、各農家はいづれも殆ど自然經濟に近い生活を維持してゐる。各農家は生活必需品を自給するため、種々な手工業（厳格な意味に於いては、手工業と云ひ得ぬものが大部分を占むることは、以下の論述によつて明かになるであらう）を行つてゐる。しかして、その多くは熟練を要せず、なに人も容易に行ひ得るものが、必要に應じてなされる極めて原始的なものにすぎないのである。從來熟練を要する手工業に相應な技倆を持つ者も、彼等のみ造り得る物品を寺院や統治者に供給してゐたが、生活程度低く、また購買力に乏しい一般民衆の側から需要も發生せず、販賣されることも限られた場合であつた。市場と貨幣の出現に伴ひ手工業者はその製品の販路を見出し、その代價として農民から食糧を求める貨幣を獲得することを

知ると共に、漸次副業的色彩を減じ、多少とも職能の分化が見られるに至つた。その製品が他人に依つて造られるものより優れるか、他人の及び得ないものを造り得ることによつて、收入を得る様になれば、彼等は農作に費す時間よりも多くの時間と労力を、このために費すことが賢明と考へ始めたのである。

併し現在に於いても、手工業製品の商品化は非常に限られた範圍に止つて居り、各家は多くの場合、今なお必需品の製作に自ら從事してゐるのであるが、農業の發達が進み米作に殆ど大部分の時間を費すに至つた中部平野に於いては、以前は自家で造つたものまで、現在では市場に求められる様になつてゐる。

多くの場合、手工業に從事するものは女であり、機織り・陶器製造に於いて特にさうある。タイ國の農村では、總じて男は働くが、農作にひまな時には『友達を訪ねて氣晴しをし、或ひは寺院のために奉仕し、その他家計に利益にならない仕事に時間費すこと好む様である。』彼等は籠細工の如きものは屢々行ふが、通常ある手工に特に興味を持ち、それを農業に從事すると同様に熱心に行ふ少數のものを除けば、自家の需要を満す以上のものはつくらない。

ジェームス・アンドリュースのタイ國農村調査書は、左に見る如き、農家の一戸當り手工業による年平均收入と農業による年平均收入を掲げてゐる。（單位ペート）

	手工業收入	總收入に於ける%	農業收入	總收入に於ける%
東部	九・八〇	三三・五一%	七・七四	一二五・六七%
南部	一九・九一	二六・九五%	一七・七六	一二四・〇三%
北部	二〇・一五	三〇・八九%	一八・九九	一二九・一一%
中部	三四・〇九	一八・四七%	一〇・五・四七	五七・一五%

併し此の數字は、彼自らこれを認めてゐる様に、手工業の地位を判定する基準ではない。なんとなれば、或

る地方に於いて例へば毎戸平均年收入五ペートと算出されたものであつても、その中の一戸が相當の收入を得て居り他方他の大部分が零の場合もあり得るのである。

かくの如き場合を考慮しつゝも、他に全然調査が行はれてゐないため一應上記の数字を以つて各地方の手工業を概観すれば、手工业收入は東北部、南部、北部に於いて農業收入を凌駕してゐるが、これは農業が自家消費を主たる目的としてゐること、農産物販賣が規則的に行はれる市場が發達してゐる事情に基くのである。従つてこれを以つて農業より手工业に重要性を附してはならないのである。農家は自家の食糧を自給し、或は他の農産物を得るために農産物を賣却（或は物々交換）するが、その僅かな販賣高が右の數字を以つて表現されてゐるに過ぎず、かへつて一般化してゐない手工业の方が需要が多いといふことに注意せねばならぬ。また、中部に於いては、農業收入が全收入の三分の一を占むるに對して、手工业による收入は五分の一を占めてゐるにすぎないが、これ等の手工业製品の方が寧ろ都會地の商人、或ひは行商人によつて商品經濟の内部に入つて行くものが多く見出す事實を想起する必要がある。

手工业は、機械を用ひずして簡単な道具を用ひ、手の労働に頼つて財貨の生産を行ふ幼稚な小規模な工業形態である。

かくの如き意義の手工业は、タイ國に於いても發生してゐるが、普遍的に見られるわけではなく、更にこれも中世歐洲に見られた手工业とはその性質からするも未だ比較し得ない。次項に述べるタイ國の手工业には、果して厳密に

手工业と云ひ得るか否か疑はしいものも含まれてゐるが、その意義を厳密に規定すれば、バーンコーク及びその他二三の市場地に發達してゐる若干のものを除けば、殆ど見るべきものはないであらう。

家内工業は、商業資本の統制下に散居的に營まれる工業形態を云ひ、手工业者その他の労働者の各自宅に於いて生産したる製品を集めて他へ販賣する半工半商であり、この企業者が製品の販路開拓は勿論、生産の監督、資本の融通

もなすものである。家内工業は工業組織發展の一段階をなし、手工业の次段階、工場工業の前段階にあるものであるが、タイ國に於いてはかかる家内工業は、チエンマイ、ランブーンの織物業、メーナム・チャオ・プラヤー河流の中北部地方の製壺業を除けばバーンコークの華僑によつて行はれる織物業、染色業、瓦、煉瓦、セメント等の製造業等を挙げ得るにすぎない。

以下、各種の手工业及び家内工業につき、主としてアンドリュースの調査に基いて、これを述べやう。

各種の手工业及び家内工業の現状

(1) 織物業及び染色業

織物業はタイ國の家内工業中最も重要なものであり、最も古い歴史を有するものである。しかし外國商品の侵入に依つて最も大なる打撃を受けたものも織物業であつた。

織物業に於いても、それが最も發達してゐる地方に於いてもその製品は殆ど商業化されてゐない。従つてまたこのことよりして織物業の分布と重要性を正確に知り得ないが、アンドリュースに從つて、織物の生産より得る收入と織物に對する支出と



人婦イタむしそいにり織機

を見れば大體の事情を知り得るであらう。

四四

一戸當り織物收入と支出の年平均高（単位パート）

東部	中部	南部	織物絲類に對する支出
○・七三	○・一	○・五九	三・七三
○・一八	○・一八	二・五九	五・八二
一一・六五	一一・六五	一一・六五	五・四六

二右の表に見る如く、タイ國の各地方はいづれも、織物の生産によつて得る收入よりも、織物に對する支出の方が大であり、その開きの著しいものは南部と中部である。これを以つても、南部及び中部地方に於いては織物業の占むる地位の微小なることを知り得るであらう。經濟的に發達程度の比較的高い同地方は、都會地の小工業製品と外國製輸入品によつて需要を充してゐるのである。しかし右の表よりして直に結論を下すのは早計である。即ち、東北部に於いては織物收入と織物に對する支出の開きは大であるが、後述する如く事實は右の數字より推察される程ではなく、東北部地方の各農家は自家用の織機を持ち、殆ど全ての住民は妻や娘の手になつた自家製の衣服を着てゐるのである。之に反し、北部地方に於いては數字上に表はれてゐる以上に相互の開きは大きく、機織りは現在では二、三の部落を除けば殆ど行はれず、住民の大部分は衣服を購入してゐる状態である。

東北部地方に於いて織物に對して支出してゐるのは、その理由の一は「流行の變遷」によるものと云へやう。

自家製の婦人の乳帯は姿を消し、外國製のものを用ひ、また明い花のデザインをつけた腰布も外國からの輸入品である。此等は、自家製のものの方が丈夫であるにかゝらず、こゝに於いても流行を追ふ人の心理から歡迎をうけてゐ

る。ラーオ婦人の傳統的な衣服となつてゐるバシンは、日本製のものが多いと云はれてゐる。外國製のタオル、安いケットはこの地方に於いては防寒具に用ひられる。しかし、東北部地方の農家に於ける織物に對する支出の大部分は既製品よりも染料、綿糸、人造絹糸等の原料品の購入費である。染料もこの地方原産のものは殆ど姿を消し、安價な外國製の合成染料がとつて代つてゐる。人造絹糸は勿論、綿糸もこの地方に生産されず、購入されてゐる。原料品に対する支出が大きいことは、樂觀さるべきである。かくの如くこの地方に於いては機織りは相當の發達を示してゐるが、織物製品の商品化は殆ど行はれてゐない。たゞチョンボット、ウボンのバシン、ナコーン・ラーチャシマーのサロン及びバヌンの織物業には商品生産形態の萌芽が認められる。特にナコーン・ラーチャシマーでは支那人の自動織機（Percussion shuttle）の發達が見受けられ、東北部織物業のうち最も利益を得てゐるものである。タイ國に於いては織物の販路が小さく、原料に乏しいため、高價な機械設備を持つ工場の設置は不可能と思はれ、同國の織物業の發展の次の段階は、簡単な、安價な、この自動織機（Percussion shuttle）の使用にあると思はれる。

南部地方に於いては今日織業業は殆ど行はれてゐない。ナコーン・シータムマラート地方のバヌン（腰布）製造以外は殆んど見るべきものはない。マレー人の居住多いため、マレー、ジャワ風のサロンが大量に輸入されてゐる。南部は費用、労力共に多くを要せずして土地から相當の收入を得られる結果、またそれに基く住民の怠惰の性質から、副業的地位にある織物業にも手をつけられてゐないのである。

北部地方に於いては上述せる如く、機織りは普及してゐると云へない。北部の農家に於いて製造される少量のバシンも全て自家消費のために充てられ、それを満すにも足らない。上記の表の數字は全く臨時收入を示すに過ぎず、東北部地方程發達してゐない。北部地方の婦人も東北部地方の婦人と同様バシンを着けてゐるが、以前は部落若くは地

域別に夫々模様或は色彩を異にしたものを作り、そのパシンを以つて各ラー・オ婦人の出身を見分けることが出来たが、チエンマイ、ラムブーン地方の織物業の發達と共に、此の古い習慣は殆ど地を拂ふに至つた。北部地方に於ける微々たる織物業の中に異彩を放つてゐるのは、チエンマイ及びラムブーンのパシン製造である。此處に於いては二臺乃至十五臺の織機を設へた小工場が見られ、經營者は労働者を傭ひ、パシンは數千人の此等の労働者の手に依つて造られてゐる。労働者（織機人）は婦人である。またこの小工場の近くには、同じ様式のパシン製造を行ふ農家があり、工業經營者はこれを買ひ、加工精製して市場に送つてゐる。典型的な家内工業と見るべきものである。此等の地方の商品用パシンは、綿製品で普通、黒地に水平の多くの白い縞を織込んでゐる。此等のパシンは北部地方の主要產物として、バーンコーケ及びこの國の各地方に移出されてゐる。末だ自動織機（Percussion shuttle）を採用していないが、これを用ふれば同時に二枚以上を織ることが出来、一才人（ラーオ人）の織機と同様の色彩、模様も出すことが出来るのである。同じ地方の支那人はこの織機を用ひてパスンを織つてゐるが、さらに改良を加へ、これを採用することが、織物業の發達のために最も必要なことである。原料は大部分輸入品であり、木棉が主で、絹は殆んど用ひられず染料も國産のものがどの程度用ひられてゐるか疑はしい。家内工業として機織りを營んでゐる農家は、北部に若干産出する地方産の木棉を用ひ、ナン渓谷に於いては少量ではあるが地方産の絹を使つてゐる。若し棉花栽培が北部タイ國に盛に行はれる様になれば、チエンマイ及びラムブーンのパシン製造は更に發展をとげ、絹についても、その増産と共に生産の方法と品質の改良が加へられれば同様のことが云ひ得られるであらう。

中部地方に於いては、家内工業的織物業は殆ど跡を絶ち、農村に於いても殆ど全ての衣類は購入されてゐる。粗末な木棉のパスンは自動織機（Percussion shuttle）を使ってバーンコーケの支那人が造つて居るが、良質の本棉のパス

ンは東南部から送られて居り、紡製のものは主として支那から輸入してゐる。以前はタイ族婦人はパスンを着てゐたが、最近特にバーンコーケに於いてはパシンの人気が壓倒的であり、主としてチエンマイ、ラムブーン、チャナボート、ウボン等から移入して居り、その他のものは大部分輸入品によつて需要が充されてゐる。バーンコーケに於いて紡製パヌンを大量に生産し、低廉に良質のものを造り得れば、利益ある企業として成功を收め得る筈である。政府關係の需要も相當な量を占めて居るのである。原料たる絹は當面は輸入に仰がねばならぬが、逐次東北部及び北部地方の絹の増産をはかれば相當な結果を見るであらう。

東南部に於いては、ジョルブリ及びチャントバンに見られ、此等の地方のパスンはバーンコーケの支那人のものより良質である。棉花の栽培も或る程度まで行はれてゐるため、自動織機（Percussion shuttle）を用ひて増産をはかれば他の地方と同様な發達を見るに至るものと考へられる。

染色業も織物業と共に、各地方で行はれてゐることは述べた通りであるが、更にタイ國獨特の染色法について一言すれば、紺友物の黒染業がこれであり、その染料は、黒檀の漿果で、北部、中部、及び半島北部で行はれてゐるが、バーンコーケに於いては本業専門の大華僑工場があり、綿糸布商も大きなものは副業として染色工場を兼營してゐる。しかしこれ以外の原始的な染料は、次第に外國製の化學的染料に壓倒されつゝあるのはさきに見た通りである。上述せる如く、織物業はタイ國の手工業中最も重要視されるべきものでありながら、今尚ほ貧弱なものと云はなければならない。最後に論すべき問題は、そして最も重要な問題は、此の分野も華僑の活動範囲であるといふことである。タイ國の各地方に於いて見られる如く、華僑は人より發達した織機を用ひ、華僑の家内工業として最も普及發達したものとなつて居る。彼等は一九一八年以來日本、支那、シンガポール、香港、英領印度などから太糸を輸入して自

ら之を染色し、自動織機(Percussion shuttle)を用ひて織り、腰布、手拭、肩掛けなどの粗布を國內市場に供給して居り、特に中部に於いては農民の織機りを行ふものが少いため需要も多く、バーンコトク市内で華僑のこれに從事するものの千軒以上を算へ、各々數名乃至十數名の職工、女工を使用してゐると云はれる。華僑の使用する綿織絲は年額三百萬ペートでタイ國の輸入する綿織絲の殆ど全部を占めてゐる。

(2) 製 壺 業

製壺業は稍々専門化された手工業で、水甕、鉢、碗等の釉薬を用ひたるもの外、植木鉢、土鍋釜、水壺等素焼類は從來各地に產出され、ノンタブリー、チエンマイ其他に二、三の小工場がある。

製壺業はタイ國に於いては、國民生活上大して重要なものにならなかつた。その理由は、古々椰子の殻、竹、葫蘆等を天然の食器として居り、また籠製品も食器として利用され、輕いため物運びに便であり廣く用ひられ、料理用に壺が用ひられる様になつたとは云へ、大部分は今なほ竹製のもので間に合はされて居り、多くの支那人はガソリンの容罐を利用してゐると云はれる。

製壺業は従つて最近發達したものであるが、これに依つて得られる收入は全般的に見れば極く僅かなものである。販賣するため製造を行ふものは、二、三の地方にしか見られないが、そのもつとも發達したノンタブリーに於てさへ、年收入は一戸當り平均一八五ペーツ餘にすぎないと云はれてゐる。

中部地方の料理用の壺類の製造は、殆ど全てがバーンコークから遠からぬメーナム・チャオ・プラヤーの沿岸の若干の村落に於いて行はれてゐるものである。

チエンマイに於いては、釉薬を用ひてはあるが粗末な壺、赤或は黒色の水壺が造られてゐる。

バーンコークの大型の水瓶は立派なもので、タイ國の製壺業中出色のものであるが、支那人によつて紹介されたサワンカロック、スコータイ王朝時代の華麗な陶器は全く跡を絶つてゐる。東北部、南部地方に於いても夫々極く僅かな地方に見られるに過ぎず、北部地方に於いてもチエンマイ、ラムブーン、ランパン以外には行はれてゐない。前述した中部地方のメーナム・チャオ・プラヤー沿岸の若干の村落の製壺業に於いては、その製品の商品化は可成り進んで居り、雇傭労働者を使用した小工場の形態が見出されると云はれてゐるが、これも家内工業と見て差支へないであらう。

原料たる粘土は、良質のものの産地から舟で運ばれ、粘土を買入れるもの、水を加へるもの、砂と捏るもの等、夫々分業を以つて行はれてゐるのは注目に値する。これ等は男の仕事であるが、陶器の原型をつくるのは女や子供で、又他の男はこれを陽に干し、さらに窯で焼き、焼いた壺をみがくのは女か子供が行ひ、販賣に當るのは女(老人)か工場(仕事場)の經營者である。陶器の大量販賣が行はれるのは、普通の場合船で各村落に来る支那人の手に依るのである。かゝる支那人は船を利用して遠方の地方に運び、卸値で賣るのである。水運がない地方も支那人の行商人が買ひに歩く場合が多い。タイ人の女も小さな丸木舟に乗つて少量の陶器を仕入れて、バーンコークやその他の都會地方に卸賣りするのが見られる。

陶器の製造は主としてモーン族の手に依つて行はれ、國內市場への商品化は華僑によつて行はれてゐることは明かであらう。しかし製壺業はその製品に對する需要の増加の見込みがなく、これ以上の發展は豫想出來ない。現在の状態に於いても、需要の不足は無い様である。

(3) 金屬加工業

金屬加工業も、タイ國に於いて専門化した職業—手工業—となつてゐる。銀及び青銅の加工業が特色ある手工業として行はれて來てゐる。現今に於いても尙ほ過去と同様、タイ國では青銅が鐵より重んぜられて居る。鐵の最初の使用は、ラー族及びタイ族がジャンダルナイフ或は武器として用ひたことであらう。今日でさへ、鐵の主なる用途は刃物であり、東北部及び東南部地方に於いては、荷車の車軸でさへ木製であり、裝飾品、家材道具等も銀製のものが多く見られるのである。

鐵は右に述べた如く、刃物、或ひは隼として用ひられて來てゐるが、銀治屋は單なる農家の副業として行はれるものでなく、専門化した職業となつて居り、農民は鐵製の器具をこれ等の銀治屋から買ひ入れるか、物々交換の形で手に入れてゐるのである。古くから各村落には一、二軒の銀治屋があり、時には旅廻りの銀治屋が各村落を訪れ、刃物や斧の注文を受けて造つてゐるものを見受けられる。チャントブーン地方に於いては、安南人の銀治屋も相當見受けられるが、この種の最も大きなものは、現在では市場地に見る華僑の銀治屋である。タイ國に於いては鐵資源は、赤鐵、チタン鐵鑄及び磁鐵鑄として各地に分布して居り、古くは殆ど各地で少量の鐵鑄が採掘され、原始的方法で鐵の製作が行はれてゐたが、今日では殆どその跡を絶つてゐる。銀治屋の使用する鐵も大部分は外國のものであり、銀治屋は市場で屑鐵を買ひ、これを原料として居り、今日タイ國で造られる最良の刃物は、自動車のスプリングとして輸入されたものの廢品を原料にするものである。僧侶の托鉢用の鐵鉢の製造も廣く行はれてゐる。

青銅の加工は主として寺院を中心にして發達して來た手工業であり、佛像、鐘、銅鑼、鉢等寺院及び寺院に寄進する村

人の需要によつて造られて居る。

銀細工は古くからタイ人の間で行はれて來た手工業であるが、特にチエンマイ地方は銀細工で古來著名である。併し現今に於いては、各地方の市場地の華僑に依つて行はれてゐる銀の加工をもつて相等の收入を得てゐるものには、ラムブーン地方があり、チエンマイ附近の村落と同様に、タイ國の古來の銀及び金——金は銀ほどには用ひられないが——の加工を業として行つてゐるものが見られる。

銀細工に關して忘れることが出来ないものに、常にタイ國の代表的な美術工藝品として取り擧げられるトムバット即ち黒金象眼がある。之は疊つた黒色配景に意匠を施した銀器の裝飾で、この技術は、銀製の盆、鉢、檳榔子、容器皿、フォーラー、スプーン、煙草入れ等に利用され、古品の模様には一般に宗教上の象徴又は神話的創造物が使用されてゐる。本技術は十七世紀の後葉ナラーライ王時代に發達し、その後盛衰を経たが、現今では昔日の逸品に劣らぬ優秀品を製出してゐる。また、意匠を浮彫に打出したレブーセー裝飾の銀器即ち寫真枠、ナブキン・リング、帶止金、鉢等も製出されるが、北部特有の技術であり、ラー族に依つて行はれてゐる。

金屬手工業に對する結論は、その製品の販路がタイ國に於いては大きくななく、外國市場への進出も若干の手工藝品を除いては不可能であり、金屬原料も豊富とは云へ得ないため、高度の利益を收め得る工業に發達し得ないといふことである。たゞ將來發展の見込みは、機械工業の勃興及び自動車の需要にかけられるべきであるが、タイ國自體がその需要を充すべく金屬工業を發達せしむるよりは、我が國の如き工業國の製品を輸入する方が賢明な策であらう。

(4) 瓦及煉瓦製造業

今日バーンコーケで使用される瓦、煉瓦、コンクリート管等は、殆ど全部市の内外にある華僑の小工場で製出され、従つてその製造高も相當の量に達するであらうが、バーンコーケを除けば瓦及煉瓦の製造は、メー・ヒア、ラムブー、ノーンカーカイ地方に於いて僅かに發達してゐるのを見得るのみである。

瓦及煉瓦の製造は、全く建築の必要に左右されて偶發的に行はれるものである。ノーンカーカイに於いても、例へば寺院が建立されるといふ場合に、附近の地から、粘土を原料に、特にその目的のために急造された窯の中では焼かれ、それに當るのは、住民の中これに經驗のあるものが、收入を得るのが目的でなく、いはば寺院に對する奉仕として働くのである。そして此等の奉仕に對して寺院から若干の報酬を得てゐると云ふことである。

メー・ヒア及びチエンマイに於いては、大體に於いて僅かではあるが絶えず建築の必要が起つてゐたため、それに應じて瓦、煉瓦の製造業も發達して來て居り、現在では各自の地方の需要を充す以上に生産され、他の地方の市場に若干の移出も行はれ、小規模ながら商品生産の形態が見られる。しかし、一九三四、五年の頃メー・ヒア寺院の増築のために、その需要に應するため、多大の窯が造られねばならなかつたと云はれてゐるため、メー・ヒア、チエンマイに於いて瓦製造業が發達してゐると解せられるのも、かうした寺院建立の偶發的需要に應じて行はれたものを見てかく判断されたのであるかも知れない。

要するに、瓦及び煉瓦製造は大した経験を必要とせず、原料も富豊に得られるため、必要に應じて行はれてゐるもので、バーンコーケの近郊及び二、三の地方都市以外に於いてはいづれの地方に於いてもその部落内で自給して居り商品生産の形態をとるに至ることは近い将来に於いても考へられぬことである。

(5) 大工、家具及び川舟製造業

大工は最も普遍的な手工業の形態をなしてゐるものである。地方的消費を充すため各地方で行はれてゐる。これも瓦、煉瓦の製造業と同じく、需要に應じて隨時何處に於いても起り得るものである。農村に於いては多くの場合自家生産を以つて間にはせて居り、その中若干の専門の大工職が見受けられるのである。こゝに於いてはタラムバーン及びプレー地方の車大工の車輪製造に注意すればよいであらう。これ等の製品は、北部の他の地方及び中部へ鐵道に依つて送られてゐる。

都會地方に於いて、特に上流家庭の生活様式が洋化されるに従ひ、家具製造業も發達し、タイ國の名産たる唐木を用ひて優秀なものがつくられてゐる。タイ人及び華僑用の家具は勿論のこと、在留外國人用の家具も殆んど自給出來る状態であるが、平均職工一五人位を使用する華僑工場に依つて行はれるものである。

川舟製造業も内陸水運の重要性に伴ひ盛に行はれてゐるが、タイ人の技術は劣悪であり、こゝに於いても内陸水運に獨占的地位を占むる華僑が優勢を占めてゐる。

(6) 篠細工業

篠細工は全國に普及してゐる手工業であるが、殆ど自家消費を目的とし、これによつて收入を得る場合は極く少い主に男によつて行はれ、複雑な器用な編み方も行はれてゐるが、半島部及び東南部の安南地方以外には大したものはない。

中部の各地で支那籠が相當多く用ひられてゐるが、此等はバーンコーケ及び二、三の地方都市（バターニー、チャントブーン等）に於いて小商品生産が行はれてゐる。

(7) 帽子製造業

棕櫚の葉で造られる帽子（笠の如き）は、北部、南部及び中部地方に普及してゐるが、此等は主として各地方の市場地の専門業者（手工業者）に依つて造られるものである。多少商品生産化されてゐると云へるが、その將來性は疑はしい。しかし現在のところ相當需要があり、支那風の帽子より愛好されてゐる。

さらに上等の帽子は、優良な植物性纖維或は鳥の羽を材料として、各地の刑務所で囚人によつてつくられてゐる。この手工業はバーンコーケ及び材料に豊富な南部地方に於いて奨励されるならば、工業の域に發展するかも知れない。この種の帽子に對する需要は未だ少いが、洋風の服装が好まれるに至れば、それと共に漸次増加すると考へられる。

(8) 糜皮加工業

糜皮の加工もこの國に於ける手工業の一例である。水牛、黃牛、鹿、象、犀の加工業がバーンコーケに於いて（工場的規模のものは外國人經營のものである）行はれ、ラム、バーンその他にも若干見出し得る。

(9) 漁具製造業

網及網の製造は漁業の發達に應じて進歩して來たが、現在沿岸地方及び河川の流域に若干見られるにすぎない。し

かし將來、沿岸地方の原料はフィリッピンのそれと同様な發達を約束するもの様に思はれる。

(10) 食料品製造業

食料品製造では米、野菜肉の如きものは支那人の手工業の分野であり、果實、菓子類の製造販賣はタイ人（主として女）が行つて居り、市場地に於いて手工業として見るべき程度に發達してゐる。



イタヤ業造

* れる手工業の一で、網代を生地とし、漆、糊、微砂等の混合塗料を施して表面を平滑にし、更にその表面に數層の漆を施して暹羅模様を彫り込んだものが產出され、國內都市に供給されてゐる。

(11) 漆器製造業

バーンコーケに七つの採油小工場（英人經營、他は華僑經營）があると云はれるが、家内工業的規模のものであらう。

其　　の　　他

右の外製鹽業、蠟燭、石鹼、煙草、硝子等の手工業が地方的消費を充すために所々に行はれてゐる。

結　　言

タイ國に於いて工場工業は、輸出品たる米及びチークの加工を主たる目的とする精米業と製材業を除けば、小規模なセメント製造業、ビール醸造業、製紙業等を見出し得るに過ぎない。手工業及び家内工業に於いて見られるのみであることは上述した通りである。タイ國の工業のかくの如き貧困さは、何より住民の、特にその大部分を占める農民の生活水準の餘りにも低きこと、従つて購買力の極く低きこと、交通の發達せざることに基くものと思はれるが、過去に於ける英佛植民帝國のこの國に對する不開發主義がその根底にあつたのである。タイ國政府は經濟發展の方策として交通の發展に力をいれ、公道及び鐵道の伸長に努めてゐるが、アンドリューも述ぶる如く、最も多大の效果を齎すものと期待出来る。農業の商業化しつゝある中部平野に於いては、農民の大多數はその時間と労働の大部分を米作に費すため手工業及び家内工業は分離されつゝあるが、都市地方に於いて發展しつゝある工場工業と外國商品の侵入の挾撃に逢つて、困難な事情の發生も考へられるが、また他の地方に於いても交通の發展と、農家の收入の増加に伴ふ購買力の増加とを見れば、同様な立場におかれるに至るであらう。これはいづれの國に於いても、經濟の發展に伴ひ手工業及び家内工業の到達する必然の運命である。しかし未だ著しく低い經濟状態にあるタイ國農村の課題は、先づ農村自體の經濟の發展にあると考へられるが、タイ國政府は現下の農村疲弊の救濟策として、小商品生産としての農家副業を積極的に奨励してゐる由である。奨励し得べき副業の種類は、傘の製造、國產棉花による機織、簾、竹蓆等による敷物籠類の

製造、皮革製品の製造、粗陶器の製造、玩具の製造、素繩類の製造、帽子（笠の如き）類の製造等と考へ得られる。發達した手工業に於いて共通に見らるべき同職ギルドが、タイ國の手工業に於いても見られるや否やは、その最も特殊的なるものに於いても明かでない。またタイ國の家内工業が、いかに又いかなる程度に商業資本の統制の下におかれてゐるかといふことも（華僑資本の支配することは明かであるが）明かにする文献も見受けられない。手工業家内工業の解明は此等の點にかかるべく、筆者はタイ國經濟の調査に當つてゐる者として、より綿密な資料を渴仰すると共に、残された調査の空白は自らこれを埋めて行くことに努めたいと思ふ。

○タイ國石油製品消費量（單位バーレル）

（天然揮發油、ベンゾール動力用アルコール並に石炭及び頁炭よりの機物油等の燃料を含む）

一九四〇年	一九三九年（推定）	一九三八年（修正數字）	一九三七年	一九三六年
一、〇六〇	一、〇一〇	九三〇	九三〇	一
蘭領東印度よりの石油輸入量（單位千バーレル）				
揮發油	燈油	燃料油	ガス油及ディーゼル油	潤滑油
一四	一一	一	四	九
一九四〇年	一四	一一	一	三八
一九三九年	一四	九	七	五八
一九三八年	二〇	二〇	一四	一五九
			一二	五七
				計

タイ國土壤に於ける白蟻の活動

タイ國農務省農務局技師

ロバート・エル・ペンドウェルトン

(Robert L. Pendleton)

農務局の職員諸士が、茲に紹介された試料や資料の蒐集に多大の援助を與へられ、かつ本稿の發表を許容されたことを感謝する。

本稿作成にあたり當局の昆虫學者チャクトーン・トーンゲヤイ氏 (M. R. Chakton Tongyai) が與へられた援助に對しても感謝の意を表す。

緒 言

白蟻の破壊性については既に數多の發表があつた。従つて、タイの多くの部分では、この遍在的な昆蟲が、農民にとり著しく有益なものであることを知るのは興味あることであらう。(参考書6) この王國に於て、白蟻が築造し維持に力めてゐる幾百萬となき巣塚は、農民に小地區づゝの部分的に變化された土壤を提供してくれ、茲を適當に利用すれば棉花、煙草、たうがらし、野菜、桑の生産に殊に有用である。

白蟻塚に於ける炭酸カルシウム結核物

一九三五年、チエングマイ谷の東斜面下部の一地方に於ける土性と農業の問題を調査中に、それまでに北部印度の土壤で見慣れてゐた小さなカンカア (Kankar 炭酸カルシウム結核物) に見掛けのよく似た小「礫」からなる地面のあることに初めて氣付いた。また煙草園内に目立つて空疎な部分があることも目に付いたが、これらの空地にも類似の「礫」があつた。觀察と調査の結果、これらの「礫」が發見される場所や煙草園内の空所は、地均らしを行ふ前には恰度大きな白蟻の巣塚があつた場所であることが間もなく明かになつた。次いでその「礫」の試料^(註)を分析した結果これらは炭酸カルシウムの結核物であることが明證された。

この結核物が目についた場所の土壤は、細砂質白色溶脱土即ち地下一米か一メートルぐらゐの所にあるよく發達した紅土層準から生じた紅土々壤であるから、最初これらの結核物は炭酸カルシウムである筈はないやうに思はれた。第三圖が示してゐるやうに、白蟻塚の試料を蒐集した地方の普通土壤は中庸ないし強度の酸性である。その斷面は、これらの中の土壤が植物養分物質を非常に完全に濾過されてしまつてゐることを示してゐる。その地方には長距離に亘つて炭酸カルシウム層はないから、ありさうな唯一の炭酸カルシウム源は、その巣塚から何十米かの半径内にある枯死植物から持つてくる白蟻の食物であるやうに思はれる。タイには砂岩その他の水成岩に行はれた風化作用や尋常の侵蝕作用が地形を削減して准平原にした非常に廣面積の土地があるが、白蟻結核物が最初に見つかった土壤は寧ろその典型的なものである第七、十圖参照)。これらの土壤は「侵蝕過少に悩んでゐる」(参考書7)

次いで筆者は、^(註)東部アフリカにはもつと強調的な型の炭酸カルシウム堆積物、即ち同地方のある白蟻塚の基底には不

純な石灰岩の固塊が發達してゐることを知つた。これを筆者に報知してくれたミルン(Milne)氏の觀察要旨はその後に公表された(参考書5)。ジャワの白蟻塚土壤の化學的特性や物理的特性に關する觀察はデン・ドープ(Den Doop)(参考書2)が、東部アフリカのそれについてはグリフキス(Griffith)(参考書3)が記録してゐる。

註一 農務局には化學實驗室がないので、本稿に報告した土壤や結核物の分析は全て經濟省科學局農藝科學課長サンガード・チャラースワン(Sangar Sharasuvana)氏の監督の下に行はれた。

註二 Amani の東部アフリカ農業研究所土壤技師ミルン(G. Milne)氏の私信による。

白蟻塚の性質と分布

あまたの型や種の白蟻が熱帯や亞熱帯に一般に棲んでゐる。ある種類の白蟻の集団は地面上に大きな目立つた圓錐形の土の巣塚を築き(第一、二、十二圖)ある種類の集団は地上に有機物の小巣のみを作り、他の重要な群は全く地面の下にその植民地を建造する(註三)。

本稿に於てはタイで發見される最も顯著な型の土製白蟻塚のみについて考察する。この型は大きな、目立つた、堅牢な、雨の通らぬ巣塚で、通常粘土質ロウムで構成され、屢々高さ二米、基底の直徑五一六米を超えてゐる。面白いのは、ハートヤイやスマーチヨーのやうな輕鬆な砂質土壤にある白蟻塚が、二一三日の連雨では湿りが内部に通らないほど堅固で緻密に出来てゐることで、雨期でさへこれを掘るのは非常に困難である。これと對照して、スコータイ県サワントンカローク郡クローニング・マプラブ驛(Sathani Kleng Maplap)附近のやうに、上記の土壤に比して非常に分布面積のせまいずつと構造の重粘な土壤では、白蟻塚は時には二一三時の雨の後でも湿りが内部に通り、乾期中でさへ

すつと容易にこれを掘つたり崩したりすることが出来る。通常巣塚の窩は全部地面上にあり、殆んどファンガス・ガードゥン(Fungus Garden)で充たされてゐる。このファンガス・ガードゥンは蜂窩状に窩を開けられた有機物の塊で、白蟻はその上で食物の一部を育てる。黒色及び大型白色の二群の白蟻は、いづれもこの種の巣塚を作るものと信じられてゐる。この型の巣塚は農用土として重要であるのみでなく(第四一七圖参照)、その基底や下方には石灰質土壤や炭酸カルシウムが發達してゐる。タイの砂質紅土々壤が優勢な諸地方では、その普通土よりもずつと粘質である白蟻塚の土壤を選んで、路面に敷いた砂利を固めるのに使用することがある。

タイでは氾濫の深い低平な平野を除けばこの大型の巣塚は一般にある。驚くほど均一に分布しており、時にはざつと一英反について一個の密度をなしてゐる(第二、三圖参照)。人間が故意に伐採しない限り、この巣塚は樹木や灌木の密林で被はれてゐるが、この種の樹木や灌木は周囲の米田や砂質森林地には、全然生えないことはないとしても少くともよく育たない種類のものである。



第一圖
(りあに尾末の文本は明説眞寫)

恐らくその地方の土壤が、雨期（六一十月）には排水が悪いのみでなく、屢々非常に強い酸をなすからであらう。この巢塚の樹木から落ちる枯葉や枯枝は、勿論その巢塚のある米田の沃化を援ける。通常、育ちの遅い林木からなる開疎な林がある疲れた砂質の白色溶脱土の紅土々壤では、巢塚が普及してゐることが屢々あるが、併しもつと肥沃で重粘な漬過の少い米田土壤ほど豊富であることは滅多にない。

註三 遺憾にも書棚の書物を食ひ荒らす他の型の皇蟻があるが、併し全然巣や被覆通路を造るやうには見えない。

白蟻塚の農業上の重要性

巢塚は通常の表土よりも粘重な組織の物質から出来てゐるから、白蟻はある深さの地下からこの土を持つて上らねばならない。かうして巢塚の土壤が普通土よりも重粘な組織で肥沃であるからこそ、これに土産の棉花、煙草（第四、七圖）、桑（第六圖）、豆類、ペインップル、甘蔗、とうがらし（*Capsicum*）（第五圖）のごとき、その地方の普通土では、十分に施肥しない限り、全然出来ないことはないとしても出来の非常に悪い畑作物が立派に出来るのである。この巢塚が林中の所々に散在してゐる所では、農民は屢々乾期にその巢塚上の藪や樹木を清掃し、雨期の到来とともにこれに作物を植ゑて垣をする（第七圖）。他に「烟」の便のない場合、即ち稻以外の作物の栽培に適した土地のない場合には、米田中にある巢塚もまた清掃して作物を栽培される場合が屢々ある（第四圖）。タイのその他の全地方と同様に、瘠せた砂質土に於てさへ主作物は稻であるが、併しこんな輕鬆な土壤では、十分な雨水が溜り、稻が生長し成熟するに十分な長期間中低い畦畔によつてその雨水を保存しうる比較的に低い部分でなければ稻作は出来ない。

タイの新開道の多くでは、その側縁そひに白蟻塚が切り通されてその一部を取りさられてゐる。土性や農業の踏査

中に數個のこんな巢塚の土壤試料を蒐集した。これら多數の試料の化學的及び物理的分析は下に掲げてある。

本稿に報告する相異なる一〇種の白蟻塚やこれに聯接した普通土の試料は、タイのいろんな地方で蒐集されたが、その蒐集範囲は南北の長さ一、四〇〇糠（八七〇哩）東西の幅六〇〇糠（三七〇哩）に亘つてゐる。

白蟻塚試料の蒐集及準備

試料を蒐集した巢塚は、唯、明かに代表的な試料を蒐集しうると思はれる。最近に掘り開かれたもののみで、そのまま垂直中心線にそふ土壤と基底の中心の土壤とを採取した。一見して切り取られて間がないと思はれる場合でも、その切り取り面の土を掘り除けて試料を採取したから、試料の不純は恐らく避けられたと思ふ。試料蒐集法は第十圖に示してある。ファンガス・ガードンや直ぐその外側を包んでゐる滑かな壁からは一切試料を採取しなかつた。

試料はカンヴァスの袋に入れて日陰で乾かし、同じ袋に入れて本部に送つた。各試料は二分し、その約半分を科學局の實驗室に送つて化學的測定や物理的測定に供した。残りの各半分は硝子の大罐に容れて農務局の土壤陳列室に保存した。

實驗室では、分析の準備にあたり、試料をやゝ過度に粉碎し、出来るだけ多く一耗篩を通すやうにした。各試料はかうして處理したのであるから、後に残つて「礫及び核物」とされるものは勿論明確に硬い岩状のものである。分析を行ふにあたり、科學局は同局の膽寫刷の「土壤化學的分析の方法及び手續」に詳説された方法に従つた。

物理的分析

機械分析表（第一表）はビベット法で行ひ、風乾土壤の試料一〇瓦を過酸化水素で處理して有機物質を除き、次いで HCl で處理し、炭酸鹽を分解した後一五〇—一〇〇ミリリットルの $N/5\text{HCl}$ を加へた。Flocculation は四立方厘米の $N/5\text{NaOH}$ によつた。本稿に報告された試料の中二試料を除けば、溶解減量は〇・三%乃至一%であつた。七六一—T 號試料は一・三%、六五二號試料は二・五%の減量を示した。物理的比較の結果は風乾土壤に基いて報告した。

土壤の湿度關係

普通土壤と白蟻塚の土壤の湿度等價量を比較することは、勿論最も興味あることであつたであらうが、適當な遠心器がなかつたのでこれをしてえなかつた。¹⁾のデータは缺いてゐるが、Keen-Raczkowski 氏「國」實驗（参考書4）を使用して得た「單價」データ、並に Benjamin 及び Perry（参考書1）にのつてある粘着點（sticky point）及び轉出限界（rolling-out limit）を示した。²⁾

例へば第九八、九一、一二五七號試料のごとく、普通土壤が非常に輕鬆な組織をなし完全に濾過されてゐる場所に於ては、普通土壤と白蟻塚土壤との間には豫期通りに差異が比較的大である。第四八八號及び四八九號、第五五三號及び五五四號のやうに比較的に若くて風化の不完全な土壤では、普通土壤と白蟻塚から採取した試料との間の差違は比較的に少い。明かに白蟻塚土壤は、普通土が完全に濾過され、植物の養分に乏しく、かつ輕鬆な組織をなす地域に於ては殊に重要である。巢塚の肥沃度が比較的に高く從つて農業の上に重要であるのは、普通土に比して植物養分の含有量や pH が高く、湿度關係が良好であり、かつ巢塚の上部が米作地の水面以上にあるからである。

概して白蟻塚土壤は通常比較的に高い氣乾水分含有量や孔隙を有し、篩別した試料を Keen-Raczkowski 氏試験に



圖

二

化 學 分 析

供すると白蟻塚土壤は通常吸水量が比較的に多く、通常體膨脹も比較的に大である。粘着點、轉出限界、及び非可塑性範囲（non-plastic range）は土壤の型や特殊の層準によつて相異があり、普通土壤と白蟻塚土壤との間には著しい差違が明示されない。一體に白蟻塚土壤の粘着點と轉出限界とは普通土よりも高い、殊に砂質型の土壤に於てさうである。

歩合（%）は無水基礎で表はした。注意すべきは、沃度標準溶液中に Kjeldahl 測定から得る蒸發氣を集め、リヂウム・チオ硫酸標準溶液にて滴定して炭素を測定した。何年前かに同實驗室は強酸浸漬を中止し、その代りに試料の融解が行はれど、故に唯第六九號試料を除いては茲に報告する分析は炭酸鹽融解法（carbonate fusion method）によつて行はれた。鹽基置換（base exchange）定量は Schöllenger 氏規定醋酸アムニウム法によつて行つた。pH の測定は乾燥試料につき出来るかぎり quinhydrone 電極を使用して行つた。これを修繕のため外國へ送つてゐた間は比色計法（colorimetric method）を代用しなければならなかつた。

第一表 普通土壤及白蟻塚土壤の所在地及機械的分析

試 料 の 位 置	礫及結核物（%）	粗 砂（%）	細 砂（%）	泥 砂（%）	粘 土（%）	灼熱減量（%）

四八九一二	普通煙草園土	一〇・九	三・一	一・一	四・一	一四・五
六五二一T	白蟻塚	二九・七	一八・六	三・八	五・三	五二・六
"一一	普通土	一〇・一	六・一	三・五	二・六	一六・八
"一二	"	一六・三	三・二	三・二	二・五	二五六
六九一一	白蟻塚基底	一五・九	四・五	五・六	二・九	二・九八
六九〇一一	普通米田土	八・八	一・八	一・一	四・三	四・五
"一二	"	九・五	一・四	一・一	四・三	四・五
七五八一T	白蟻塚基底	二〇・六	三・二	三・三	〇・七	二・八・三
"一一	普通林土	六・五	七・一	二・七	三・二	二・八・三
"一二	"	四・六	三・五	一・五	一・一	一・一六
七六一一T	白蟻塚基底	二・九	五・〇	一・三	八・二	八・二
"一一	普通米田土	一・九・五	一・五・九	二・二	三・六・三	三・六・三
"一二	"	一・六	一・八	三・九	三・七	三・七
"一一	"	七・三	一・九	二・五	〇・八	二・九
平均		〇・九	一・一	一・一	一・一	一・一
(普通土)		一六・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇
(白蟻塚土)		三三・〇三	三三・〇三	三三・〇三	三三・〇三	三三・〇三

本稿に報告した試料中に含む炭酸カルシウムの歩合に大幅の變動があることは、第三表の分析データで明瞭である。例外は別として、白蟻塚から採取した試料の細土には、その附近の普通土の細土よりも著しく大量のカルシウムがある。巢塚の試料のpHがこれと聯なる普通土の試料よりもつと高率であることでも類似の傾向が示された。巢塚の基底から採取した試料は殆んど常に少くとも中性であり、通常は著しく鹽基性である。置換しうる鹽基(exchangeable bases)を測定した白蟻塚に於ては、その總量は本稿に報告する普通土の平均の殆んど倍である。

石灰結核體を含有する白蟻塚土壤試料の二者は、試料總重量の三三%及び四一%の石灰結核物を含んでおり、夫々この結核物の約三五%及び一八%は炭酸カルシウムであった(第四表)。この巢塚は二つとも石英砂及び泥砂の含有率が異常に高い土壤の上にあつた。この事實はこれらの結核物中に多量の炭酸カルシウムがある理由を説明するものであり、その炭酸カルシウムの多くは明かに機械的に包入されたものである。一方聯接普通土では唯一種の結核物が發見されたが、それはその二試料が有した「鐵結」型のもので、慣慣れた滑かな褐鐵質の表面をしてゐる。茲に比較に供しえた白蟻塚試料の一〇種の分析では、巢塚の僅かに二〇%が炭酸カルシウム結核物を有することを示してゐるが、崩壊された巢塚の跡やその周圍に散在する類似の炭酸カルシウム結核物を目撃した回数から推して、タイの白蟻塚中の結核物發達は、茲に報告した一〇試料のデータが示すよりも、もつとずつと普通であることは殆んど疑へないやうに思はれる。恐らく結核物の存在を決定する最も重要な要素は、巢塚の年齢、白蟻の一集團にはその相續集團がこれに占據した期間の長短であらう。

炭酸カルシウム堆積状態

雨期の間でさへこれら巢塚は極めて固く、鶴嘴を以てさへ掘ることは困難である。又、常態に於ては確かに雨は透らない。事實巢塚の主な目的は、これに巣くふ集團のファンガス・ガードウンを保護して豪雨や氾濫水の被害を除けまた長い乾期中その集團のために好都合な濕氣を維持するにあるやうである。もし雨水が巢塚中に浸透すれば、炭酸カルシウムは堆積されまい、而も相當の濕氣がなければこれが堆積し結核物を形成することは殆んど不可能であらう。

(註六)ライト(Light)教授は、巢塚の年齢については殆んど判つてゐないと述べてゐる。教授の信する所では、集團の最

初の番の交替にからくりはないから、これ迄タイで観察された状態の下に、これら巣塚の炭酸カルシウム堆積が生ずるに必要であると思はれる幾百年の長年月に亘り、その集団が引續いて生存しようと信ぜられる理由はない。佛領印度支那に行はれた研究により、少くともこんな大きな集団では、女王の交替があると信じられるやうになつたことも教授は附言してゐる。然し單一の最初の番に從属する白蟻集団の普通生存期間がどうであらうと、トーンヤイの研究によると、占棲する集団の死後新しく押寄せた番がその巣塚に占棲する。故に再占が反覆的に行はれないと想像する理由はない。

西部チャワでは巣塚は水分蒸發の煙突の役目をするから炭酸カルシウムの堆積が可能になる、といふデン・ドーブの意見は正しいかも知れない。タイに於ては、比較的に粘土質の土壤(埴土)に建設される白蟻塚は長い乾期中は表面龜裂を示す。この季節中白蟻はこの龜裂や巣塚に與へる機械的損害を修繕しない。恐らく土地が非常に乾いてゐるから上手に修結しないからであらう。この龜裂は、巣塚の隧道や穴と共に、その基底から少くとも一定量の蒸發を行はせる。兩期の到来につれて、五月か六月初めに、白蟻は急いで巣塚を修繕し、時にはこれを擴張する。巣塚上に生えてゐる樹木や灌木もまた、確かに多量の水分を發散する。一方、最も著しい炭酸カルシウム結核物の堆積は、非常に瘠せた砂質土壤に据つてゐる、すつと硬くて龜裂を生じない巣塚の下方に生ずる。

炭酸カルシウムがどんな風にして堆積されたかはさておき、その供給源は附近の植物より他にないやうに想はれる。また、白蟻の食物である植物組織中に普通に結合してゐる他の成分も多かれ少かれ同じ歩合で堆積されてゐなければ周囲の枯死植物からカルシウム化合物を運んで堆積したことを説明しうる作用も、想像の限りではないやうに思はれる。その可能なからくなり即ち方法に關するミルンの推測(参考書5)もまた、吾々自身の推測と共に、甚だ空想を逞る。

うするものであるから茲に反覆の要はないやうに思はれる。又ライト教授は、炭酸カルシウムの堆積を説明しようとするあらゆる試みは馬鹿げたことであるとする意見を承諾した後、さらに言を續けて次の如く述べてゐる。「石灰岩が存在しないことやその土壤のpHの低いことに關する報告には斟酌なく、この物質は下層から運び上げられたに相違ないと信じさせられてゐる。白蟻は、どんな種類の無機物もこれを凝集するからくりを有たないと考へる理由は確かにない。勿論白蟻の中には土を食ふものがおり、よく知られてゐるやうに巣塚の土壤は改変されてゐる。フキリップンでは時にはこれをテニスコートに使用してをり、フル(Fuller)の語る所では南部アフリカでも同様に使用してゐる」。吾々まだ白蟻塚の下方にある物質の構成を掘鑿によりて證明してゐないが、併し白蟻の活動の及ぶ範囲内には炭酸カルシウムはありさうに思はれない。

註六 カリフォルニア大學動物學教授ライト(S. F. Light)博士の一九四一年五月十五日附私信による。

註七 タイ國農務局昆蟲學者チャクトーング・トーンガヤイ氏の私信による。氏の所説では、これらの大巣塚の白蟻を白砒やバ

リス・グリーンを用ひて完全に撲滅しても、間もなくその巣塚は再び白蟻の巣となる。

巣塚の破壊は不可

農民は多少部分的に白蟻塚の頂部を均らして作付けを一層有利にすることが度々あるが、併しタイの普通農民は完全にこれを破壊したり均らしてしまつたりすることには反対である。巣塚は特種作物の栽培用土として役立ち、數主地域に於ける土壤の不適性を補ふから、この感情は存續する方がよからう。その上にタイでは、鋤でさへ米田の鋤耕以外には一切用ひないし——種にさうでない地方もありはするが——、一方トラクタや重い農用機械を用ゐることも

極めて稀であるから、畠をすつかり開いて白蟻塚その他の障礙物のないやうにする必要はない。

巢塚を壊はしてその土を周圍に擴げると、その土地の生産力是非常に不規則になる（第八、九圖参照）スコータイ縣のクローン・マプラブ（Klong Maplab）では別な肥力關係が優勢であるやうに思はれるが、この地方で採取した白蟻塚や普通土の試料の分析が完成してゐないので、充分な比較研究がまだ出来ない。この地方の比較的肥えた褐色の泥砂ロウム乃至泥砂質粘土ロウムの土壤では、完全に均らした白蟻塚上に植ゑつけた煙草は附近の普通土よりも際立つてよく育つ。この事實は、この地方では肥沃な土壤を必要とするカッサヴァ（Manihot utilissima）は同様に均らした巢塚の跡に一寸も育たない事實に鑑みて更に意外である。

農業用地を完全に開いて均らすことが正しいとするなら、當然巢塚は壊して仕舞ふべきであるのみならず、その土は廣範囲に擴げなければならぬ。巢塚の跡は少くとも半米の深さまで掘り取り、その土を畠上に充分に擴げねばならぬ。その後でその穴は離れた場所の表土を運んで埋め、畠全體を十分にかつ深く鋤耕して巢塚土と普通土とを混交するのが當然である。

摘要と結論

タイでは、國の大部分に大形の白蟻塚が豐富になる。これら巢塚の上に生ずる自然植物群落は、通常その巢塚のある土地の植物群落と全く相違してゐる。その地方の土壤が瘠せた砂質の紅土々塚をなす所では、この相違は殊に著しい。

農民は屢々その巢塚上の自然植物を清掃して、必要でありながらその地方の普通土には育たない「畠」作物を植名

る。従つてこの巢塚は農業上重要である。この巢塚を掘り崩してもつと恒久的な栽培園とするには、年月をかけて漸次にこれを行はねばならぬ。

殊に輕鬆な砂質紅土状土壤をなす地方に於ては、その巢塚をなしてゐる土壤はその地方の表土よりもすつと粘重である。その反應は中性か鹽基性かであるが、周圍の普通土は全く酸性であることが屢々ある。主な化學的差違は、巢塚の基底に著量の炭酸カルシウムの堆積があることである。

巢塚の年齢は古いと假定されるとしても、白蟻が炭酸カルシウムの特異な堆積を造る方法は不明である。一方本稿に掲げたデータが示す化學的や物理的の土壤の差違を説明しうる土壤發達過程も不明である。

附圖説明

第三圖——中央の色の薄い部分は米田で、暗色の樹木や孤立した灌木群が白蟻塚上にある。河から離れた低地には殆んど巢塚がない。遠距離にある暗色の集落は森林で、雨期には沼澤となる。前景は河岸附近の高地で、バナナ、甘蔗、土生棉、その他の

畠作物が栽培されており、これらの作物は森林被覆作物として輪作される。中部タイの北部ウタラディット縣。
第八圖——平坦に掘り崩された路白蟻塚上の不作な煙草。遠方に英米煙草會社試驗場の乾燥煙路付煙草納屋がある。この地方の賢明な華僑煙草栽培業者は、幾年かにわたつて極めて徐々に巢塚を耕し、その斜面に作付けをする。土壤試料第四八八一、二號はこの辺の部分で採取したが、第四八九一、二號は人が立つてゐる生産的な土壤を代表する。西部タイのカーンブリ一縣ターマカー郡バーンブーン村。

タ イ 國 改 正 豫 算

八二

大東亞戰爭勃發前に人民議會を通過せし一九四二年度豫算二六〇、三〇一、六三二銖は國際情勢の變轉により變更を見た。

この新豫算は改めて人民議會に提出、本年一月三十日その大綱の承認を得た。その總額は二一九、一九二、六二〇銖、一般歲出額は一般歲入額により、特別歲出額は國庫準備金及び公債により賄はれる。各細目を示せば次の通りである。(單位—銖)

一、一般歲入合計	一一五、八五八、一八七	(十二) 議 會	一一五、八五七、三六七
(一) 内閣秘書官室	一六九、三〇〇	(一) 王室費	四一四、二〇〇
(二) 國防省	二八二八、三三二	(二) 負債償還費	二、三五二、三六八
(三) 大藏省	七六、三五五、一五六	(三) 繼續費	八、七四九、三八三
(四) 外務省	三〇、五二〇	(四) 營繕費	六八一、五四二
(五) 經濟部	一、九三〇、六〇四	(五) 豫備費	一〇〇、〇〇〇
(六) 農務省	四、七二二、八三三	(六) 內閣秘書官室	一、三一三、八六五
(七) 交通部	二八、二六〇、二九三	(七) 國防省	四〇、六七四、一三一
(八) 司法部	九、六四二、六〇〇	(八) 大藏省	九、〇七〇、二二六
(九) 文化部	一、四二二、五五〇	(九) 外務省	一、一七〇、一一二
(十) 內政部	四九六、七一〇		
(十一) 天主教			
(十二) 臣			
(十三) 議會			
三、特別歲出合計			
(一) 國防費	九三、三三五、二五三	(十三) チャイサモラブ記念塔建設費	五五五、〇〇〇
(二) 石油管理費	六〇、九六五、七六八	(十四) 蔬菜購入資金	三〇、〇〇〇
(三) 石油統制費	二四二、六四〇	(十五) 農產事業資金	二〇〇、〇〇〇
(四) 印紙印刷機費	二六、二〇〇	(十六) ジュート麻開發助成金	六三、八四〇
(五) 種畜農場費	二〇一、四六四	(十七) 棉作助成金	三四八、四七一
(六) 屠殺場及精肉販賣費	一七、〇〇〇	(十八) 灌溉事業費	二、四五三、七三六
(七) 棉業助成金	六一九、五〇六	(十九) 薪發生產資金	二〇、〇〇〇
(八) 製紙業助成金	三六九、九四七	(二十) 產業組合運動費	一〇、〇〇〇
(九) 王室財產管理費	一〇〇、〇〇〇	(二十一) 觀光事業費	三一、一〇〇
(十) タイ銀行株式	一、二七五、〇〇〇	(二十二) 運輸擴張費	二、四五五、二九六
(十一) 外債及利率	六、五五七、二二〇	(二十三) 民間飛行場建設費	一〇八、二〇〇
(十二) 紡織業助成金	一六五、三七〇	(二十四) 郵便電信費	一、九六六、一八三
		(二十五) 國道建設豫備費	一〇、六三〇、五五〇
		(二十六) 國道建設費	二、三〇一、六〇〇
		(二十七) ドンバル州道路建設	一〇〇、〇〇〇
		(二十八) 鐵道費	一、三八三、一八三
		(二十九) 發電所費	四三、四八〇
		(三十) 實業教育助成金	八一、五〇〇

(十) 農經濟部	一、〇七七、七三〇
(十一) 交務通商部	五、六三三、九三七
(十二) 交務部	一二、三六九、六七一
(十三) 內務部	一二三、一六五、〇二六
(十四) 司法部	一二、二二三、一七五
(十五) 文部	一四、五六七、〇一七
(十六) 宮內省	四、二六、三二七
(十七) 議會	六五九、三四五
三、特別歲出合計	九三、三三五、二五三
(一) 國防費	六〇、九六五、七六八
(二) 石油管理費	二四二、六四〇
(三) 石油統制費	二六、二〇〇
(四) 印紙印刷機費	二〇一、四六四
(五) 種畜農場費	一七、〇〇〇
(六) 屠殺場及精肉販賣費	六一九、五〇六
(七) 棉業助成金	三六九、九四七
(八) 製紙業助成金	一〇〇、〇〇〇
(九) 王室財產管理費	一、二七五、〇〇〇
(十) タイ銀行株式	六、五五七、二二〇
(十一) 外債及利率	一六五、三七〇

八三

タイ國緊急通貨法に基く大藏省令

（佛曆二四八四年（昭和十六年）緊急通貨法ニ基ク大藏省令及佛曆二四八四年（同）緊急通貨法第三條ニ基キ大藏大臣ハ如左大藏省令ヲ定ム

第一條 紙幣トノ直接交換ニヨルボンドスター・リングノ受拂ハ之ヲ停止ス

第二條 大藏省ハ規定純分ニヨル金塊ヲ受納シ之レヲ純金〇・三二二六三九瓦ニツキ一銖ノ割合ニテ法貨と直接交換スベシ

大藏省ハ盤谷マデノ輸送ニツキ其運賃及諸掛費ハ其都度之レヲ定ムベキ條件ノ下ニ外國ヨリ輸送セラル、規定ノ純分ニヨル金塊ヲ受納シ前項ニ規定セル割合ニヨリ法貨ト直接交換スルコトヲ得

前項ノ金塊ノ受納ハ一回ニツキ五萬銖ヲ下ルコトヲ得ズ

第三條 規定發行準備ニ左ノ二項ヲ加フ

一、一定價格ニヨル政府公債

二、國庫證券

本項ニ於テ國庫證券トハ大藏大臣ガ貨幣課ニ對シ政府保證ノ下ニ發行シタル無利息證券ヲ云フ

第四條 貨幣課ハ法定發行準備ヲ見返リトシテ紙幣ヲ發行スルコトヲ得

佛曆二四八五年一月三十一日之ヲ定ム

大藏大臣 ボリバン・ユタキット

タイ國外國爲替管理法

佛曆二四八五年（昭和十七年）二月一日公布

第一條 本法ハ之レヲ佛曆二四八五年外國爲替管理法ト稱ス

第二條 本法ハ官報ニ公布ノ日ヨリ之レヲ施行ス

第三條 本法ニ於テ

「通貨」トハ泰國ニ於テ法律上支拂ニ用ヒラルベキ貨幣ヲ云フ

「外國通貨」トハ泰國ヲ除ク其他ノ國ニ於テ法律上支拂ニ用ヒラルベキ貨幣ヲ云フ

「金」トハ金貨、金條又は金塊ヲ云フ

「證券」トハ株券、公債、社債及預金證券ヲ云フ

「係官」トハ本法ノ規定スル職務ヲ執行スルタメ政府ニヨリ任命セラレタル者ヲ謂フ

「主務大臣」トハ本法ノ規定スル職務ヲ執行スル大臣ヲ云フ

第四條 主務大臣ハ形式ノ如何ヲ問ハズ外國爲替又ハ外國通貨ニ關係アル取引又ハ行爲特ニ左記事項ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

（イ）外國通貨又ハ金ノ買入、賣却又ハ貸借

（ロ）通貨、銀行券、爲替、外國通貨ヲ以テ表示スル證券又ハ金ノ國外輸出

（ハ）泰國ヨリ他地域ヘノ證券ノ移轉

(ニ)左記事項ノ對價トシテ泰國內ニ於テ支拂ヲ受クベキ權利ガ發生又ハ移轉スベキ爲替手形又ハ約束手形ノ發行、書換、證券ノ移轉、債務ノ引受

(1)泰國外ニ於ケル支拂ヲ受クベキ權利ノ受領、又ハ財產ノ取得

以上ハソノ對價トシテ通貨ノ支拂ヲ受クベキコトモ包含スルモノトス

(ホ)爲替相場ノ取極但シ主務大臣ハ必要アルトキハ之レヲ指定公示スルコトヲ得

(ヘ)兩替ヲナス銀行又ハ個人ニ對スル許可

第五條 主務大臣ハ金クレヂット又ハ外國通貨ノ所有者又ハクレヂット外國通貨又ハ外國證券ヲ受領スベキ權利ヲ有スル者ニ對シ之レヲ保管又ハ主務大臣ノ指定スル者ニ賣却シ主務大臣ノ指定スル爲替相場ニヨル泰貨ノ支拂ノ受領ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ヲ受ケタル者ハ指定ノ期間内ニ當該命令ヲ履行スペシ

第六條 前項ニ規定スル財產ノ賣買ニハ印紙稅ヲ要セズ

第七條 主務大臣ハ係官ヲ任命シ必要ニ應ジ帳簿書類ノ提出ヲ命ジ得ル權能ヲ定ムルコトヲ得

第八條 本法ニ基キテ發スル省令、告示又ハ規定ニ違反シ又ハ之レヲ履行セザル者ハ二萬銖以下ノ罰金又ハ三年以下ノ禁錮ニ處シ又ハ兩刑ヲ併科ス

第九條 大藏大臣ハ本法ノ施行ヲ監督シ其施行ニ必要ナル省令ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ省令ハ官報公示ノ日ヨリ施行ス

タイ國に於ける銀行事業

佛歷二四八〇年(昭和十二年)の銀行事業取締條令第十四章に從つて大藏省より發表されたB、E、二四八四年九月分の全銀行綜合報告が次の如く官報に發表された。

負 債

タイ國に於ける要求附負債

一九〇、三六二、六〇一・三一チクル

一四、一七五、二一一・五六チクル

一三、二八一、六二〇・九〇チクル

一三、一三二・八五チクル

タイ事業に關して蒙るタイ國以外からの要求附負債
タイ事業に關して蒙るタイ國以外からの期限附負債
故に、當月の總負債額は九月の一〇九、一五九、六六七・四〇チクルに比較すると一一七、八三一、五六八・六二チクルに至つた。

資 産

タイに於ける金貨と地金

二二五、三五〇・五六チクル

一四、四九四、〇五〇・〇〇チクル

二八、一五六・二〇チクル

他の銀行との差引

タイ國事業に關する海外資金

一、ロンドン

二、ホンコン

三、シンガポール

四、其 他

前拂金

一、不動産に對するタイ國の前拂金

二、其他の前拂金

割引料

タイ國事業の爲に發行する債券

一、政 府

二、政府以外

負債者より引取つた不動産額
負債者より引取つた建物の額

八八

三三、五七七、〇四七・一八チクル

一、五六二、五〇三・三〇チクル

一、六七七、四九一・八七チクル

四、六五〇、八二六・七四チクル

八、三三七、一六〇・六九チクル

六、〇二〇、六三〇・四二チクル

四五、九八一、一九四・〇九チクル

一、九八五、一六三・二〇チクル

六、七八九、七〇二・五八チクル

二、〇三九、一五九・六八チクル

一、〇〇六、二一七・三〇チクル

六四〇、七三六・二八チクル

(バンコク・タイムス一月五日)

タイに入國した外國人の統計

佛曆二四八三(昭和十五年)

佛曆二四八四(一月一六月)

	業 勵 動 者	業 勵 動 者
職 業	男	女
農 業	九〇	一
商 業	三三〇	一六
勞 動 者	三九三	一五九
人 口	五三四	二七一
家 家	二〇	一
官 師	五〇	一
教 師	一二	一
法 學 博 士 及 緝 護 士	六	一
新 聞 記 者	二〇七	一、七四一
其 他	六一三	二、二九七
合 計	六	一

(バンコク・タイムス一月五日)

八九

タイ國商品、食料品の統制布告

佛曆二四八四年（昭和十六年）に於ける國民の需要に應じて満足を與へ得る程度に商品及び食料品を制限する事を王室法令第三條に由り布告した。經濟大臣及び内務大臣は次の如く統制を布告する事を希望してゐる。

（A）茶、コーヒ及ビ特殊の必要の爲に食物の混合物として（大概は）使用される物を含んだ特殊食物として認められる凡ゆる食料品

（B）商品細目—ズック製品、紙、石鹼、染料、紡績用絲、絹糸、人造絹糸、自動車、自轉車のタイヤー及び内管自動車、自轉車の部分品、電氣鍍金した針金、醫療器具、ガラス壠、化學用器具、布地、煙草、卷煙草及びシガーチ、マッチ

上記の商品の他に粉、砂糖、鰯・練乳の使用數量を十二月二十八日から一週間以内に商業調査課の委員會長まで申告する事が要求された。

申告を要する數量は左の如し。

砂糖百匁以上、小麦粉二十二・二匁入五袋以上、鰯二十四罐以上、練乳四十八罐入五箇以上、ズック織維一俵以上印刷用紙一疋以上、洗濯石鹼五〇匁、化粧石鹼二〇匁以上、染料二〇匁以上、織糸（絹・人絹）五〇匁以上、縫糸（絹糸・人絹糸）一〇匁以上、マッチ一桶（大包十二入）以上、電氣鍍金針金五卷以上

（バンコク・タイムス十二月三十日）

雑報欄

タイ國政府は三月十一日夜内務副大臣兼警視總監アドーン氏を總理代理に無任所大臣プラ・ウエチャヤン・ラーンシット空軍少將（前農務大臣）は總理附軍事顧問に任命就任した旨發表された。（同上）

○タイ國厚生省を新設
三月二十七日のタイ國戰時特別議會に於て厚生省新設法案が通過した。右は從來の内務省厚生局を昇格獨立せしむるものである。また同日の議會に新聞紙法修正法案が提出されたが、これによると現在總數十六社のタイ字紙は約半數に制限される筈である。（三・二、バーンコーケーク發同盟）

○タイ國外交陣刷新

ビブン新内閣は三月十六日の人民議會に新内閣の政綱を提案して承認され、議會の信任を得た。同日ビブン首相は施政方針演説を行つたが、その要旨左の如し。

一、軍事、政治、外交に今後も盟邦日本と協力し、大東亜戰爭の完遂に全力を傾注する。
一、財政、經濟分野においても日本と提携する。
一、獨伊並に権利傘下の友邦諸國とは今後もその友好關係の緊密を圖る。
一、國內的には政治、經濟、文化各方面に戰時態勢の強化を圖る。
一、時局に鑑み教育制度を刷新する。

○タイ國首相代理顧問任命

一、戰時財政に對應し税制改革を斷行する。

(三・一七、バーンコーグ發朝日)

○南方へ日本語速成普及

情報局では關係各方面と對外日本語普及協議會を開き協議の結果三月十九日基本方針を決定した。右によれば文字は原則として假名を用ひ、漢字は山、川など極く平易なもの三百字に限定し「日本語早わかり」といふべきものを南方住民に配布する方法をとり、バープ・ジップン(本會發行)カオ・バープの如き日本紹介雑誌に新定の日本語を使用せしむる方針である。(三・二〇、讀賣)

○南方に旅行社案内所

東亞旅行社では南方各地の風物習慣をわが國に紹介すると共に日本の眞の姿を同地住民に知らせるため香港、マニラ、パタビヤ、昭南島、ラングーン、ハノイ、サイゴン、バーンコーグの八都市に同社直屬の案内所を新設することに決定した。(三・二二、バーンコーグ發朝日)

○在泰印度人の獨立運動

○在泰日本人貿易會組織

在タイ日本人貿易會社四十一社は今般大東亞共榮團建設の進捗に對應してタイ國と共榮團諸地域との物資交流を圓滑ならしむるため、總領事会在長に在泰日本人貿易會を組織し三月十八日バーンコーグでその發會式をあげた。(三・一八、バーンコーグ發朝日)

○タイに日本文化會館

九二

バーンコーグ在住のインド人約一千名は在タイ・インド獨立義勇軍を本年二月はじめ結成、肩章もインド獨立運動をかたどつてつけ、統一した制服も全部出來上つたので、この程バーンコーグ・インディアンクラブ前廣場で最初の閱兵式を行ひ、力強い獨立期成の宣誓を行つた。(三・一四、バーンコーグ發東日)

○タイ國大使の鍛刀見學

豫て日本刀鍛錬の見學を希望してゐたディレックタイ、徐良中兩大使は三月二十一日大森區久ヶ原の日本刀鍛錬道場でその實況を見學した。(三・二二、東日)

○在泰印度人の獨立運動

外務省ではバーンコーグに文化會館の建設を決定、初代館長として柳澤健氏を起用することになり、氏はその下調査の爲め四月二十六日東京發空路タイ國に向つた。文化會館は文學、學術方面的交流をもとより映畫、音樂方面から眞の日本の姿を紹介し更に進んで日本語の普及、病院の建設、各種醫療施設等を行ふものである。(三・二七、東日)

○留日學生補導協議會結成

大東亞共榮團内各地からの留日學生の補導を整備強化するため昨年來大政翼賛會東亞局では各種留日學生補導團體と屢々懇談會を開催してゐたが、この程「留日學生補導團體協議會」を結成することとなり、四月一日午後一時半翼賛會本部で結成式を挙げた。(四・一、中外)

○タイ國經濟二省新設

ト無任所相はモムチャオ・ビザヤ大藏省顧問、チャイ外務次官補と同道、隨員四名を從へ四月七日午後二時羽田空港着入京、水野外務省通商局長、東光南洋局第二課長、ターワイ・タイ國大使館參事官等の出迎へを受け、帝國ホテルに入った。(四・八東日)

○駐泰獨公使信任狀捧呈

新任駐タイ獨公使エルスト・ウエンドラー氏は四月一日信任狀を捧呈した。(四・二、バーンコーグ發同照)

○經濟使節一行來朝

日本同盟慶祝使節一行のうち經濟交渉のため先發のワニツ

イ首相は今回經濟省の發展的解消を行つて商務省及び產業省の二省を新設することになった。右はタイ國が英米依存經濟より離脱して自給自足經濟の確立を促進するために行はれるものである。(四・一六、バーンコーグ發同照)

○タイ國派遣留學生募集

去る一月國際學友會とタイ國文部省との間に結ばれた日・タイ交換學生協定に基き来る七月頃日本側最初の交換學生三名を派遣することになったので、國際學友會では四月十五日左の要綱で志願者を募集することになった。

志願者資格は大學、專門學校の男子卒業者で出身校の推薦者に限り研究期は二年間で、一ヶ月二百五十バーツを支給す

る。(四・一六、東京)

九三

○圓バート等價共同聲明

圓、バート等價の新經濟關係成立に關し四月二十二日在泰

帝國大使館は左の日タイ共同コミュニケを發表した。

大日本帝國政府は日タイ貿易促進の見地より圓對バートの爲替比率を百圓百バートのバリテイに改訂すべきことを提議せり、タイ國政府は友好的協力の精神に基き右提議を受諾せり、但しタイ國にとり不利なる急激の影響を防止するため兩國政府は左の點につき努力を拂ふべきことに意見の一一致を見たり、即ちタイ國の對日輸出品の價格は合理的な比率を以て引上げ、例へばタイ國の米の輸出價格については現行價格に比し合理的引上げを期待されると同時に日本よりタイ國への輸入品の價格は爲替比率改訂前における取引價格より以上に引上げることゝす、仍て本月二十三日以降バーンコーケーに於ける金買入價格は一バートに對し純金〇・二五九七四グラムと定む。(四・二二二、バーンコーケー發同盟)

○ワラワン殿下令息來朝

タイ國のワラワン殿の長男ウイブン・ワラワン君(十九歳)とその學友バーンコーケー・クロニクル社長令息ラサート・バンヤラチユン君(同)の兩君が駐日大使館一等書記官スバシデ・

コチャースタ氏夫妻に伴はれ日本留學のため來朝した。兩君は日本に七年間滯在、學習院から帝大に入學、政治學を專攻する豫定。(四・二四、中外)

○辭令

陸軍少佐 白貝大郎
補泰國在勤帝國大使館附武官補佐官

タイ國在勤帝國大使館附武官
補佐官陸軍少佐 飯野松一

免本職

(四・二九、中外)

○日本映畫のタイ國進出

戰爭發行と共に、東亞共榮圈内の諸民族に對する文化運動が活潑な活動を開始してゐる。

最近設立された南洋映畫協會では、共榮圈内諸地域向けの日本映畫を作製しつゝあるが、今回左記のタイ語版文化映畫を完成、タイ國に於て上映の運びになつてゐる。

花と受粉、電球、冷凍。

尙且下進行中のタイ語版映畫は次の通りである。影刻の話(文化映画)、タイ語アナウンス)水鳥の生活(文化映画)、タイ語アナウンス)支那の夜(劇映画)、西住鐵車長傳(劇映画)

日泰同盟慶祝泰國特派使節來朝次第

四月六日外務省發表のごとく、タイ國政府は豫てより客年末タイ間に締結せられたる攻守同盟を慶祝するためわが國に使節を派遣する意図を有してゐたが、今回いよいよこれが實現を見ることとなり、同國隨一の元老たる前總理大臣、陸軍中將ビヤ・バホン氏は

十二名の隨員を隨へて來朝し、國賓としてわが官民朝野の湧くが如き歓迎を受けた。使節團一行の顔觸れ及び來朝次第は次の通りであつた。

使節及隨員

使節	ビヤ・バホン・ボンハユハセーナ	同	モムチャヤオ・ヴィワット(大藏省顧問)	官、陸軍大尉
隨員	1(元老前總理大臣、陸軍中將) タワーン・タムロン・ナーワー・サワット(司法大臣、海軍大佐) ワニット・ナナノン(無任所大臣) 大藏大臣代理)	同	ブラキット・キタサンカ(經理副局長、陸軍大佐)	主席顧問 ジアム・ベングディイット氏
同	チヤー・ブライバセーン(外務次官補、陸軍中佐)	同	モムチャヤオ・ウォンクサースワット・テワクン(外務書記官)	来朝次第
同	モムアルアン・ビクティップ・マフクン(外務書記官)	ハヨム・レーカヤノン(司法大臣秘書官)		

使節	チット・サイシラビー(外務書記官)	四月二十二日	午後四時十三分、ビヤ
同	サワット・ブツサバラーカ(外務書記官)	・バホン中將初め使節團一行は日航機松號で臺北から福岡雁ノ巣空港に晴れの訪日第一歩を印し、外務省より東導役として派遣された南洋局の東光第二課長其他の出迎へを受けて宿舎觀光ホテルに入つた。	
同	ルアン・ベータヤドゥラシット(使節附軍醫、陸軍中佐)	四月二十三日	一行は後藤西部軍司令官、本間福岡縣知事等軍官民多數見送り
同	ジャム・ベングディイット(使節副	三時五十五分別府着、一泊して旅塵を洗つた。	門司驛着、阿部門司市長等官民多數の出迎へを受けて門司差廻しの汽船で同二十

分下關橋橋頭。石井下關要塞司令官、松井下關市長等の出迎へのうちに驛前山陽ホテルに入り、午後八時三十分下關驛發特急富士で東上。

四月二十五日 午後三時二十五分東京驛着使節一行は愈々晴れの帝都入りをしました。驛頭には東條首相（兼攝陸相）以下島田海相、東郷外相ほか各大臣、朝野の顯官名士二百名出迎へ五番ホームで、東條首相とバホン使節との間に固きゝ世紀の握手が交はされた。かくて一行は外務省差廻しの自動車で宿舎帝國ホテルに向ふ。沿道には市内の男女中等學校生徒一萬二千名、國民學校生徒五千名が堵列歓迎した。

四月二十六日 帝國ホテルに入京第一夜を明かした使節一行は、午前十一時宮中に參内、天機並に御機嫌奉伺の記帳をなし、引續き秩父宮、高松宮、三笠宮御殿に伺候、御機嫌奉伺の記帳を済ませた後、午後一時五十分明治神宮に參拜、折柄上京中の名譽の遺族連に舉手の禮を返しつゝ進む。更に同二時半には大祭第三日を

迎へた靖國神社に參拜、心から祈念を捧げた。午後六時半から泰國大使館員を宿舎に招待、内輪だけの晩餐會を催した。

四月二十七日 愈々慶祝使節としての参内日のである。この日主席使節ビヤ・

バホン中將は同國軍裝に威儀を正し、首席隨員タムロン法相、ワニット無任所相を隨へ、ディレック駐日大使等を帶同、午前十一時四十五分二重橋正門より参内西御の間に參進すれば、天皇陛下には御軍裝も御裸々しく大勳位副章を御佩用百武侍從長蓮沼侍從武官長等側近を隨へさせられて、正午鳳凰の間に御出御、東郷外相、松平宮相侍立の下に先づディレック大使に謁見仰付けられ、同大使がビヤ・バホン使節を御紹介申上げれば、使節は恭しく御前に參進、謹んで來朝の使命を言上し、國書を捧呈する。陛下には甲斐御用掛の御通譯にて數々の有難き御言葉と御握手を賜ふた。ついで使節はタムロン主席以下隨員を御紹介申上げた後同國皇帝陛下よりの御贈品を御披露申し上げれば、陛下にはいと御満足に御受納

遊ばされ、一同は一旦御前を退下した。かくて午後零時半、天皇陛下には慶明殿に臨御遊ばされ、伏見宮殿下にも御隨席宿舎に招待、内輪だけの晩餐會を催した。

四月二十八日 一行は午前九時四十五分自動車で千葉陸軍戰砲兵學校を見学し、午後一時半歸京した。また午後六時半より首相官舍大廣間で東條首相主催の歓迎晩餐會に出席、席上東條首相より大

東亞戰下今後一層タイ國の協力を要望す

る旨挨拶を述べ、バホン中將また力強くこれに答へて八時宴を了つた。それより中將は八時四十五分AKマイクを通じて最後まで戦ひ抜く決意を明かにして日本國民に挨拶を送つた。

四月二十九日 午前中天長節參賀並に過日の勵軍贈與に対する御禮のためバホン中將以下六名參内、記帳を済ませた後正午には丸ノ内大東亜會館における南洋團體聯合會主催午餐會に使節全員出席、主催者側並に陪賓として外務次官、植場拓務次官、佐木東拓總裁、藤山商工會議所會頭、寺井郵船社長等九十餘名出席した。夜は使節團主催日本政府關係者招待晚餐會を午後六時半より帝國ホテルにて杉山參謀總長主催の歡迎晚餐會を開き、東條首相以下各閣僚、陸海軍將星等約三百名出席、盛會を極めた。

四月三十日 午後六時半より帝國ホテルにて開き、日本舞踊その他の餘興があつた

賀驛着、鎮守府に赴き、平田長官に挨拶をなし、海軍病院を慰問し、三笠記念艦を見

會裡に散會した。本晚餐會記事に就ては別項協會記事欄に於て詳記。

五月一日 午前十一時一行は築地本願寺に赴き、大日本佛教協會の戰爭完遂法

學、水交社で長官主催の午餐會に臨み、午後二時三十分續も賀驛發歸京した夜はディレック大使主催で帝國ホテルに於て日本本朝野に對する感謝晩餐會が催された。

五月二日 午前九時半一行は多摩御陵に參拜、ついで立川飛行機製作所を訪れ約一時間にわかつて工場内を見學、正午から水交社に於ける陸海兩相共同主催の午餐會に出席した。更に午後二時から東京第一陸軍病院、陸軍醫學校附屬病院白衣の勇士を慰問、五萬圓づゝを兩病院に送った。同日午後六時半より華族會館で日本タイ協會主催の使節團歡迎晩餐會開催、陪賓として外務次官、奥村情報局次長、永井元大使、坪上大使、荒木大將、岩倉公、協會側から近衛會長矢田部理事長等百四十餘名出席、近衛會長から秩父總裁宮殿下的有難き御言葉を傳達し、バホン中將の謝辭があり、八時半に於て散會した。本晚餐會記事に就ては別項協會記事欄に於て詳記。

五月三日 午前十一時一行は築地本願寺に赴き、大日本佛教協會の戰爭完遂法

要に臨み、正午ドイツ大使館邸に於けるオット大使の招待會に出席、午後は東京府市主催の東寶劇場における歓迎會で國民演劇「ハイラルの曙光」を觀劇した。

五月四日 特派使節一行は來る十一日午前九時半參内、御暇乞ひの意味にて天機並に御機嫌奉伺の記帳をなし、續いて大宮御所に伺候して同様記帳、それより順次宮相、首相、外相、陸相、參謀總長海相、軍令部總長、樞密議長を應接して挨拶した。また一行は午後零時半より帝國ホテルに於ける東亞經濟懇談會等七經濟團體主催の歡迎會に出席、賀屋藏相、舞伎座招待觀劇會に臨んだ。この日一部の使節は講事堂を見學。

五月五日 一行は午前十一時日光驛着

代表約三百名出席、經濟協力の力強き挨拶が交換された。夜は興亞同盟主催の歌舞伎座招待觀劇會に臨んだ。

五月六日 中禪寺湖等を探勝し、午後四時二十分日光驛發列車にて歸京。

大東亞戰爭

ビルマ、雲南戰誌(前)

四月七日 同中部エダツセ、ジゴンを奪取す。

四月八日 トンゲー占領後ビルマ東部方面に進撃せる部隊連日の豪雨を冒しモーチー鐵山を占領す。重慶軍毒薬を使用

四月十日 一部を以て同東部のケマビニを占領。また同中部のスロを占領。

四月十二日 同サガヤを夜襲占領。又西部方面に於て戰車三十萬輛を、砲二十一門を有する約四、〇〇〇の敵を擊破し

ザドンを占領す、戰果遭棄死體六八〇。俘虜一五七、破壊機座戰車六輛。

四月十四日 同中部に於て重慶軍を擊破し、オクトウインを占領。

四月十六日 同中部トンゲーを占領。

四月二十六日 同中部のナンチニンを占領。

四月二十七日 同中部のナンチニンを占領。

四月二十九日 同中部マグエを占領し、エナンジユアノ油田中心部を掌握す。

四月三十日 同西部に於て重慶機械化第

七師を殲滅しシユエダン附近を占領、

戰果遭棄死體六五四、鹵獲品戰車二二

輛、裝甲車三〇輛、自動貨車一六五輛

四月一日 戰車約三〇輛を有する約二、

〇〇〇の敵を擊破し同ブロームを占領

四月二日 戰車約三〇輛を有する約二、

〇〇〇の敵を擊破し同ブロームを占領

四月三日 戰車約三〇輛を有する約二、

〇〇〇の敵を擊破し同ブロームを占領

四月四日 戰車約三〇輛を有する約二、

〇〇〇の敵を擊破し同ブロームを占領

四月五日 戰車約三〇輛を有する約二、

〇〇〇の敵を擊破し同ブロームを占領

四月六日 戰車約三〇輛を有する約二、

〇〇〇の敵を擊破し同ブロームを占領

四月七日 戰車約三〇輛を有する約二、

〇〇〇の敵を擊破し同ブロームを占領

四月八日 戰車約三〇輛を有する約二、

〇〇〇の敵を擊破し同ブロームを占領

再び立つて左の挨拶を述べて、歡迎の意を表する。

閣下並びに諸君

日本タイ協會を代表致しまして、一言御挨拶を申し述べます

今夕は、タイ國特派使節並びに御一行に對し、歡迎の意を表

しまする爲めに、此の宴を設けた次第であります。ビヤ・バ

ホン閣下を初め、來賓並びに本會員多數の御臨席を得まし

て、極めて有意義なる夕を過ぐし得ますことは、當協會

の、頗る本懐とし且つ光榮に存ずる所であります。

總裁秩父宮殿下に於かせられましては、目下御静養中で在ら

せられます爲に、使節團一行を御引見遊ばすことが御出來

にならぬ事を、遺憾に思召されて居ます。

殿下方には今回の兩國同盟條約成立を殊の外御満足に思召され

まして、今後同盟の益々厚からんことを、御希望遊ばし

て在らせられます。

此の旨を特に私より御一行に御傳へする様にとの御言葉で御

座います。

大東亞戰爭は、東亞の解放と、新東亞の建設を國是と致しま

達路はるゝ來朝し、四月二十五日を以て入京した日泰同盟慶祝泰國特派使節ビヤ・バボン中將一行に對し民間の熱情を傳

ふべき本會主催の歡迎晩餐會は、五月二日華族會館に於て華々しく開催された。この日主賓としてビヤ・バボン中將閣下以下

使節、隨員全員十三名(姓名、資格、官職等別項使節一行來朝大第記事参照)陪賓としてディレック大使以下タイ國駐日使臣

並にわが官民朝野の名士等百數十名出席の上、午後六時半和氣

義々裡に開宴、デザートコースに入るや、ビヤ・バボン中將閣下起立して、國歌奉奏裡に天皇陛下の聖壽を壽ぎ奉る乾盃をなせば、近衛本會々長、タイ國々歌奉奏裡にタイ國皇帝陛下の康寧を祝し奉る乾盃をなし、またディレック泰國大使閣下は日本タイ協會總裁秩父宮殿下の御爲めに、坪上駐泰大使閣下は在バンコック日本タイ協會總裁アーティック殿下の御爲めに、それく乾盃し、兩國の温き友情が交換される。續いて近衛會長

大東亞戰爭は、東亞の解放と、新東亞の建設を國是と致しま

する帝國が、國土防衛の爲め已むを得ざるに出でた戦争であります。我々は、此の戦争を勝ち抜くことによりまして、英米の勢力を排除し、東亞諸國民の平和と、其の興隆を確保致しまする新秩序を建設し、更に進んで、新らしき東方文化を打ち立てまして、世界の平和と、人類福祉の増進に寄與せんことを期する次第であります。之れ即ち、今次戦争の目的であり、又今日、私共日本國民を奮起せしめて居りまする大精神であります。

タイ國に於かれましても、夙に「タイ國人のタイ國建設」を國是として居らるゝのでありますて、從つて日タイ兩國は、東亞の解放と、新東亞の建設を目的と致しまする點に於て、全く其の國是を同じく致すものと存じます。

タイ國は此の國に基いて昭和七年、立憲政體の樹立を斷行せられ、爾來、國民精神の作興と庶政の改革とに、多大の努力を傾注せられまして、著々其の成果を擧げて居られますることは、私共の敬服措く能はざるものと存じます。又帝國に對しては、滿洲事變及び支那事變を通じて、英米陣營の強硬なる反対策動のありましたに拘らず、タイ國政府に於かれましては、東亞民族としての自主的立場を堅持せられまして、帝國の爲め常に友好的態度を持續せられましたことは、日本國民に多大の感銘を與へた所であります。

斯くて、今次大東亞戰爭の開始せられまするや、直ちに日タ

國朝野にお傳へ下さいまして、今後日タイ兩國國民の提携協力を、彌が上にも強力ならしむることが出來まするならば仕合せと存じます。

終りに臨み、各位と共に杯を擧げて、タイ國の興隆と使節並びに御一行の御健康を祈り度いと存じます。

これに對し、ビヤ・バホン閣下は、次の如き挨拶を以て謝意を表し、今後益々兩國々交の緊密化を強調した。(原文タイ語)

日本タイ協會々長閣下並に皆様。

日本タイ協會が、私共一行の爲めに、かくも盛大なる晩餐會を開催せられ、又閣下より有難き御挨拶を賜りましたことは

私共の感激に絶えない所であります。タイ國特派使節團を代

表致しまして、衷心より厚く御禮申上げます。

只今私共一行は、總裁宮殿下の有難き御言葉を拜承致し、感

激且つ感謝に堪へません。唯、殿下には自下御病氣御静養中

の爲め、親しく殿下の御臨席を迎へ、御陪食を賜はる光榮に

浴し得ませぬことを誠に遺憾に存じます。願くば私共一行

の深厚なる謝意を 閣下より殿下に宣數しつく御言上の程御願

申上げますと同時に、私共は、殿下の御病氣が一日も早く

御平癒遊ばされますやう、祈つてやまぬ次第であります。

只今閣下より、日タイ關係事項に付きまして好意ある御言葉

を承はりました。タイ國は革新後、國防、經濟並びに文化の充實を計り、獨立國家にふさはしい發展に専心努力して參り

イ同盟の成立を見たのですが、同の同盟は、過去數世紀に亘る日タイ友好關係と、東亞の現状並びに其の將來に對する日タイ兩國の一一致せる認識とを、具體化致したものでありますと共に、兩國は其の國是と、其の將來に向つての進路とを、此の盟約によつて不動のものたらしめたものに外ならぬと存じます。日タイ兩國が、斯くの如く、今大開戦の初頭に於て、其の國策と、不動の決意とを明かにし、固く相携へて新東亞の建設に邁進することとなりましたことは、兩國の爲め眞に慶賀に堪へざる所であります。

今回タイ國政府が、特にビヤボン閣下を派遣せられまして本邦朝野に對し、親しく、同盟慶祝の意を表せられました所

以も、前述の如き本同盟的重大意義を強調せらるゝにあると存じまするが、同時に、今回特使派遣によつて表示せられまする、タイ國の本邦に對する友情は、私共の深く感佩する所であります。

此の意味におきまして、日本タイ協會は、特派使節御一行に對し、熱誠なる歡迎の意を表しますると共に、當協會を通じて、日本國民の胸中にあるふるゝ誠意の一端を披露致し度いと存ずる次第であります。

使節御一行におかれましては、本邦御滞在中、我が國民のタイ國に對する友情と、戰爭遂行に對する旺盛なる精神とを、つぶさに御觀察なさる機會を得られ、且つ、親しく之れを故

ましたのみならず、アジアの興隆の爲めに碎心し、今回日本が、アジアの自由と平和の建設に邁進するや、萬難を排して日本に協力して參つたのであります。過般成立したる攻守同盟條約は、タイ國が如何に日本を信賴して居るかを、良く立證するものと存じます。私は此の席上に於て、タイ國は條約に基き、日本との協力に出来得る限り努力専心して居りまする事を、皆様に申述べ度いと思ひます。

今回私共一行は、親しく日本を訪問致しまして、日本政府及び國民の示されたる熱誠なる歡迎と御好意とを目の當りに拜見致しまして、今後兩國の友好親善關係が、彌々益々密接になるべきことを信じて止まない次第であります。

最後に、日本タイ協會の御好意を謝し、總裁宮殿下並びに日本タイ協會々員各位の御健勝を祈り併せて、日本タイ協會の御發展と日タイ兩國の興隆を祝して乾杯致し度いと存じます當日陪賓等の出席者芳名左の如し。(順序不同、敬稱略)

デイレック大使、タイ参事官、ソンブーン海軍武官、ラタナティイ書記官、タナット書記官、コーンシイ書記官、チャラオ書記官、プラ・サラサス、ヴィラヨータ、東郷外務大臣、西外務次官、友田秘書官、二見公使、太田勤任事務官、木内外務書記官、東光外務書記官、佐藤外務書記官、加瀬外

務書記官、甲斐外務事務官、本間副領事、乙津理事官、百瀬理事官、張事務官、尾戸官補、田中官補、上田嘱託、吉岡嘱託、奥村情報局次長、桑原海軍中佐、中堂海軍大佐、稻見海軍少佐、太田文部書記官、鈴木勅任事務官、水野式部官、永井松三、宮川米次、佐々木勝三郎、濱澤秀雄、那波光正、平塚廣雄、花島克己、香春敏夫、大塚俊雄、宮田準一、高木義賢、野間省一、齊藤力、村山長學、阿部賢一、村上幸平、志田勝、稻田英助、郷敏、荒木光太郎、吉野伊之助、佐藤敏人、坪上貞一、子爵三島通陽、子爵岡部長景、鶴見左吉雄、伯爵二荒芳徳、北島多一、井上雅二、加藤勝太郎、子爵加藤泰通、倉田猛郎、複並充造、安住伊三郎、佐藤市郎、三好重道、關屋貞三郎、男爵荒木貞夫、伯爵前田利男、大野政吉、柏木秀茂辻富三、大聖吉次、渡井敏次、近藤鏡次、山本頼彌太二宮新、宮原武雄、宮崎由郎、山口武、湯澤光行、公爵岩倉具榮、磯部美知、花柳徳兵衛、丹羽善之助、富田亥之七、坂口力、太田正雄、河西市藏、金子武麿、吉田晴風、高橋五郎、中川省吾、中川末吉、中村勇、來馬琢道、男爵深尾隆太郎、福光外次郎、小林捨次郎、小松隆、五斗欽吾、有吉忠一、住藤致孝、佐々木喆山、木下乙市、島村孝三郎、首藤謙次、鈴木政太郎、鈴木愛二、納谷元一
協會側 矢田部理事長、川村常務理事、遠山主事
主人 公爵 近衛文麿

○理事長慶祝使節出迎へ

四月二十五日タイ同盟慶祝タイ國特派使節ビヤ・バホン中將一行の東京入りに際し、本會より矢田部理事長東京驛にて一行を出迎へた。

○臺灣總督府補助金下附

曩に昭和十六年度臺灣總督府補助金下附方申請中の處、今回特に例年の倍額二千圓也を下附された。

○ディレツク大使の招宴

新任ディレツク泰國大使は三月十六日官邸に本協會役員幹部を招待し午餐會を催した。協會よりは德川副會長、矢田部理事長、三島、川村兩常務理事等出席した。

○德川副會長南方出張

大東亞戰爭の進展に伴ひ副會長德川賴貞は今日陸軍嘱託として重要任務を帶び、南方に出張された。

○南方出張三役員歡送會

前項徳川副會長及び同時に陸軍顧問、司政長官等それゝ重要使命を帯びて南方に渡られる名譽會員林久治郎、評議員負賀井兵五郎の三氏に對し、三月二十五日愛宕美術館に於て、本會役員幹部出席、歎送午餐會を開き、その行を壯んにした。

○理事會、評議員會開催

三月三十一日「あじあ」において本會理事會並に評議員會を開催し、昭和十七年度收支豫算を決定、その他會務につき協議する所あつた。

○タイ語講習會報告

日本出版文化協會、日本印刷文化協會並に本會共同主催情報局後援のタイ語講習會は、二月二日開講以來、麹町區内幸町ジャパンタイムズ社内、澁谷區幡ヶ谷原町日本タイブライター青年學校等に於て引き継ぎ開催中の處、豫定の通り二ヶ月(一期)の講習期間を了へて三月三十一日修了式を舉行した。右期間を通じ講習生二ヶ月(二期)修了者二十五名、一ヶ月修了者十九名、計三四名で、大部分は印刷關係業者を以て占められてゐた。講師は本會屬託大山周三、日本タイブライター川井田綠兩氏であつた。

○大東亞留學生招待會

本協會、東京基督教青年會及びその他國際親善團體の共同主催による「大東亞留學生招待會」が五月二日(土曜)午後二時から赤坂根津美術館庭園に於て開催された。
滿洲國、中華民國、タイ國、安南、印度、インドネシア、フィリピン等の留学生約三百名が參集、日本舞踊、歌謡曲、タイ國女學生のタイ舞踊に興じ、内田榮一氏指導の愛國行進曲を

一同合唱、和氣藹々裡に五時半散會した。

104

○大東亞戰完遂必勝信念昂

揚展覽會

京都東本願寺では「大東亞戰完遂必勝信念昂揚展覽會」を四月二十日より五月五日迄東本願寺境内に於て開催した。

本協會はその趣旨に贊同、タイ國寫真、タイ字ボスターその他参考品を出品した。

○南方開拓大展覽會

全国各地の諸事情を知り、以つて南方に對する積極的進出を圖り國策遂行の一助とする爲め、新潟縣、長岡市、長岡商工會議所、長岡南方經濟研究會共同主催の下に、五月二十日より五日間、長岡市公會堂大ホール及び長岡商工會議所に於て「南方開拓大展覽會」が開催された。

本協會もその趣旨に贊同、タイ國ボスター、タイ字新聞その他参考品を出品した。

別項評議員岡崎久次郎氏逝去により評議員一名缺員となつた

○役員の異動

となり、實業界に重きをなす。衆議院議員當選五回に及ぶ告別式は同月二十四日青山齊場に於て執行、本協會よりは生花一對を靈前に供へ、矢田部理事長協會を代表して焼香した。

○寄贈圖書

左記の如く御寄贈を受け有難く感謝致します。

單行書籍

1、印度統治機構の史的概観

一部 滿鐵東亞經濟調查局

1、セリッピンに於ける資源及貿易

一部 日本貿易振興株式會社

小冊子、雑誌

△公定價格品目一覽表(追録四)

一部 中央物價統制協力會議

△比律賓の展望(資料第四輯)

一部 日本貿易研究所

△中央物價統制協力會議

△南洋團體聯合會 △蘭領東印度及比律賓の電氣事業電氣事業資料八(一號)調査部編 二部 電氣協會 △東西醫學九卷三號 東西醫學社 一部 瑞部美知 kai, Catalogue of the K. B. S. Library—A. No. 6 (1937) —

△天然香料油に就て(東亞農產叢報第一四號)

一部 日本輸出農產物株式會社

△南方地域邦文資料目錄

一部 東亞研究所

△同追加第一輯 一部 東亞研究所

△鐵錐製品配給消費統制規則に関する官民懇談會速記録

一部 中央物價統制協力會議

△大東亞經濟の諸相(東亞問題研究六)

一部 東日東亞調查會

△洋書著者目錄(昭和十六年未現仕)

一部 南方資料館 △イ

△ドネシア住民の生活と其工業の將來(東登氏) 資料叢書第五

△南洋(二八卷三、四號) 南洋協會 △南進(七卷三、四號)

○會員の異動

新入會員 (二名)

維持會員 大聖吉次氏 (石川縣大聖寺町) 會社員

通常會員 尾坂 力氏 (東京) 南洋映画協會員

○會員の消息

△荒芳德伯 (理事) は五月六日貴族院研究會常務委員に就任する。

△關屋貞三郎氏 (評議員) は貴族院研究常務委員に就任する。

△有田八郎氏 (名譽會員) は日本貿易振興會長佐藤尚武氏の駐

ソ大使任命に伴ひ、同會後任會長に就任する。

△淺野總一郎氏 (維持會員) は五月七日芝水交社に於ける軍人

援護會關係者賜餐會に成らせられた朝香會長宮殿下に單獨拜

謁を賜つた。

△溝口直亮伯 (通常會員) は五月六日貴族院研究會常務委員に就任する。

南進社 △太平洋(五卷四號) 太平洋協會 △國際評論(七卷三號) 國際日本協會 △南方情勢(六六、六七號) 南方情勢社 △貿易組合(五卷五、六號) 貿易組合中央會 △回教團(六卷三、四號) 回教團研究所 △地學雜誌(五四年六三七、六三八號) 東京地學協會 △律賓協會 △支那(二十三卷、三號) 東亞同文會 △南方(四卷三、四號) 南支調查會 △國際月報(一四、一五、一六號) 情報局第三部第二課 △異亞(二卷三、四號) 大日本與亞同盟 △地學雜誌(五四年六三七、六三八號) 東京地學協會 △南洋栽培協會々報(一六卷三號) 南洋栽培協會 △東亞經濟月報(七卷四號) 山崎經濟研究所 △臺灣金融經濟月報(一四七號) 臺灣銀行調查課 △交易(二三五、二三六號) 橫濱貿易協會 △鐵維需求調整協會々報(三卷四、五、六號) 鐵維需求調整協會 △物價協力時報(三年三、四號) 中央物價統制協力會議 △經濟策刊(三卷一、二臨時一號) 華興商業銀行 △文化日本(六卷三、四號) 日本文化中央聯盟 △海(二二卷三、四號) 大阪商船株式會社 △觀光(二卷三號) 日本觀光聯盟 △海外之日本(二六卷三號) 海外之日本社 △小村侯記念圖書館報(一六、一七、一八號) 小村侯記念圖書館 △有終(二九卷四、五號) 海軍有終會 △新若人(三卷一號) 歐文社 △印協會(七八號) 日印協會 △支那研究(六二號) 東亞同文書院支那研究部 △高雄經濟情報(五卷一期) 高雄州商工獎勵館、高雄商工會議所 △國際事情(一一一、一一一號) 情報局 △東亞文化園(一)

卷二、三號) 青年文化協會東亞文化園社 △同志(一〇號) 神戶貿易同志會 △カオペー(一、二、三、四、五號) 國際報道工藝株式會社 △幼年俱樂部(七卷四號) 大日本雄辯會講談社 △讀書界(一號) 富山房 △外交(五一四、五、六、七、八、九號) 外交新聞社 △海を越え(五卷三、四號) 日本拓殖協會 △報道寫眞(一卷三號) 寫眞協會 △東亞研究所報(一四號) 東亞研究所 △法律時報(四卷一號) 日本評論社 △報道美術(八號) 報道美術協會 △貿易情報(三七、三八、三九、四〇、四一號) 府立東京商工獎勵館 △新亞(六卷三期) 協榮印書館(廣東) △異亞週報(一、二、三、四、五、六、七八號) 大日本與亞同盟 △出版文化(一一九) 日本出版文化協會 △Bulletin of Eastern Art—Nos. 23—4, 25 東洋美術國際研究所 <The Pole Star Monthly—Vol. XXII No. 3 Vol. XXII No. 4 半題> <Waseda International Institute ; The International Youth, Vol. 4, No. 4 早稻田國際學院 <Osaka Mainichi Shinbun-Sha: Home Life, Vol. 4, No. 1, 2, 3 大阪毎日新聞社 <Nippon Hosso Kyokai; Rad o Tokyo, No. 66 日本放送協會

○購入圖書

1、躍進泰國の全貌(大東亞共榮園叢書第二篇)

○財團法人日本タイ協會總裁及役員並職員

一部 愛國新聞社	總裁 秋父宮雍仁親王殿下
一部 白水社	名譽總裁 アーティット・タイプ・アーベー殿下
一部 中央公論社	副會長 公爵近衛文麿
一部 第一書房	名譽會長 ディレック・チャイヤナーム
一部 第一書房	副會長 駐タイ國日本大使 坪上貞二
一部 文林堂 双魚房	理事長 矢田部保吉
一部 銀座書院	常務理事 伊東喜七郎
一部 有斐閣	子爵岡田通景
一部 銀座書院	子爵伊東井康郎
一部 有斐閣	男爵岡田永太郎
一部 有斐閣	男爵岡田忠吉郎
一部 有斐閣	子爵岡田景郎
タイムス出版社	伯爵古田芳雄
タイムス出版社	伯爵古田俊之
タイムス出版社	伯爵古田忠雄
タイムス出版社	伯爵古田景助
タイムス出版社	伯爵古田晴雄
タイムス出版社	伯爵古田忠雄
タイムス出版社	伯爵古田忠雄
タイムス出版社	伯爵古田忠雄

1、Nipon No. 28.
1、Manich's English Thai Dictionary part I, II
Krungdech Barnagar.

事 認 同 監 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

伯爵 子爵 候爵 公爵 子爵 工學博士 醫學博士

淺野 井北 齋藤 伊大 細岡 德川 丸山 重愛 九一 雅一 三次郎 邦郎 通景 順立 三九二郎 邦郎

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事
主事 藩藍 學館會生學生國泰雅調查部員

吉德造次郎一郎義岐五夫三子子夫三郎正晋輝泰充勝多市三市三通重芳口並瀬伊兵屋久中田中田好島井藤佐安星今江出遠山口谷邊池島久兵山口周知嘉康輝泰正晋正道陽

伯爵 子爵 樺山星今江出遠山口谷邊池島久兵山口周知嘉康輝泰正晋正道陽

【編輯後記】

四月、五月は、同盟締結後の日タイ關係特に多忙をきわめた月であつた。同慶祝タイ國特派使節ビヤ・バホン中將一行の來朝、則、銭等價換算以下兩國經濟協力施策の決定發表等その重要なものであつた。

要性は今更説くまでもない。本號では當面喫緊の問題として、その解説と論評を「圓バート等價協定の成立」と日タイ經濟關係の新展開」の題下に矢代不美夫氏にお願ひした。氏は曩にタイ國に在つて、同國の經濟事情を真さに研究したその道の權威であるから、必ず會員諸賢の御期待に添ふことと思ふ。これに續く江戸英太郎氏の「タイ文字に關する考察」はタイ語學の勃興しかけてゐる今日、相當の興味をもつて迎へられるであらう。

特派使節の來朝は、來たる者も、迎ふ者も、互ひに衷心から誠意と友情の披露をもつて終始し、單なる國際的儀禮以上に精神的の交流のあつたのは、日タイ兩國民の感情が、兄弟愛としてそのままあらう。この兄弟愛の結合こそは、將來大東亜を建設してゆく上に於て、どんなに重要な要素となるかは想像に難くない。この意味で、慶祝使節の來朝は更新すべき事象を生んだといふことが出来る。

筆者公務多用の爲め前號休載した前鶴信次氏の「南詔の文化」を引き継ぎ掲載するを得た。今日のタイ國の前身ともいふべき南詔が支那に於て立派な文化を生んだのは一つの驚異だが、それがその方面の熱心な研究者により明らかにされるのは大いに意義がある。新聞調査は、戰爭の爲め新聞輸送が一時遮れた關係上、今號少し古い物の載つた點御諒恕を乞ふ。

〔非賣品〕

昭和十七年五月二十八日印刷納本
昭和十七年五月三十一日發行

東京市麹町區霞ヶ関三丁目四番地三

東京市淀橋區月塚町二丁目二二〇番地
電話銀座二六五六番
振替目座東京一四八三一一番

財團法人日本タイ協會

發行人兼編輯人

河田遠山

東京市淀橋區月塚町二丁目二二〇番地

印刷人河田保治
印刷所明立印刷株式會社

配給元 東京市神田區淡路町二ノ六
日本出版配給株式會社

法財人團

日本タイ協会編 最新刊

規格 B 列 6 號三〇〇頁
美麗口繪・寫眞十七頁

定價貳圓五拾錢
(二十錢)

タイ國通史

タイ國は昨年十二月の日タイ攻守同盟に續いて本年一月五日に至り、遂に米英に對し干才を執つて起つたが、去る四月下旬、ラヤー・バホン中將を首班とする同盟慶祝使節及びそれに先行せるワニット無任所相等の經濟委員と、わが關係者間にすなめられた具體的交渉により經濟諒解成立し、こゝに日タイ兩國は今や軍事的經濟的に完全なる協力態勢成り、相共に米英撃滅大東亞共榮圈建設の大業に邁進しつゝある。

かくてわれらはこの友邦タイ國の完全なる認識理解の要、今日程急なるはない。而して一國の認識理解はその國の歴史に従事することが捷徑であり、最良の方法であることは論を俟たない。本書はその要求に應へるべく東邦に於ける唯一の書である。

タイ國黎明史——タイ國の位置——タイ國の先住民族——優秀なるタイ民族——古詔王國の建設——ムアン・タイの建設

スコータイ王朝史——偉大なるラーマカームヘン大王

——スコータイ王朝の末期——エタヤー王朝史——神祕的英雄兒ウトーン——トライ

アエタヤー王朝史——神祕的英雄兒ウトーン——トライローケー・ナート王の治政——ボルトガル人の渡來——ビルマのアエタヤー侵寇——エタヤー王國の復活——和

蘭の東洋侵略——日本民族のタイ國發展史——英國のタイ國進出——ビルマとの葛藤——日タイ國交と山田長政

の活躍——エタヤー王朝の滅亡

——パンコーケー王朝史——チヤクリー王の勲業——英國の

タイ國工作——チユラーロンコーン王の偉業——タイ・佛事變と獨立保障

タイ國近代史——ラチャーティボック王の功業——人民黨と立憲革命——急進派の倒落——武斷派の擡頭——十月兵亂の経緯——國王の退位——武斷、文治兩派の抗争

——タイ國最初の議會解散——ビザン内閣の確立——新興タイ國の動向——最近の日タイ交通

附錄、タイ國憲法——日タイ歴史年表

番一四六七六京東普振社 亞興 日本社

町幸内區町趣市京東館別國富 四ノ二日丁二